

平成 31 年（令和元年）度 災害等対応マニュアル

	仙台市立仙台高等学校消防（防災）計画	1
	予防管理組織及び任務分担表	5
	自衛防災活動職員分担表	6
1	学校防災体制の整備	7
2	地震対応マニュアル	
	（1）状況別の地震対応マニュアル	9
	① 教職員在校時	9
	② 学校外活動中	11
	③ 登下校時	12
	④ 教職員在校時外	13
3	風水害対策の留意点	14
4	弾道ミサイル発射・落下時の対応マニュアル	15
	（1）生徒在校時	15
	（2）登校前，生徒が在宅時および登下校中	15
5	原子力災害対応マニュアル	19
	（1）原子力災害について	19
	（2）学校での対応について	19
6	資料（組織・配備）	
	（1）登下校における非常時の対応	21
	（2）非常時における在校時下校体制	22
	（3）緊急連絡用（引き渡し）カード	23
	（4）災害対策本部の組織	25
	（5）仙台市立仙台高等学校教職員非常配備計画	26
	（6）情報連絡体制	28
	（7）教育委員会（学校・事務局）防災対応フロー	31
	（8）非常配備時の学校被害状況報告 FAX 送信票 様式	32
	（9）防災行政用無線から教育指導課への連絡方法	33
7	避難所開設・運営の支援マニュアル	
	（1）目的	34
	（2）日常における指定避難所に必要な事項の確認	34
	（3）指定避難所開設・運営・協力・支援	39
	（4）授業再開に向けた対応マニュアル	43
8	その他	
	（1）不審者対応マニュアル	44
	（2）その他（突風・竜巻が想定される場合の対応）	45
	（3）大地震への対応と生徒の安否確認について	46
	（4）本校生徒用災害対策用物資	47

仙台市立仙台高等学校消防（防災）計画

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、仙台高等学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第2条 この計画は、本校に勤務する者及び本校に在籍するすべての生徒に適用するものとする。

（防火管理者の権限及び業務）

第3条 防火管理者は教頭とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- （1）消防計画の検討及び変更
- （2）消火、通報及び避難誘導訓練の実施
- （3）建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の検査及び監督
- （4）消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- （5）火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- （6）校長に対する報告及びその他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告、連絡）

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、提出及び連絡を行うものとする。

- （1）消防計画の提出（改正の都度）
- （2）建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- （3）消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- （4）消防用設備等の点検結果の報告
- （5）教育訓練指導の要請
- （6）その他法令の基づく報告及び防火管理についての必要な事項

（防災委員会）

第5条 防災委員会は防火管理業務の適切な運営を図るため、教頭を委員長に、委員として事務室長、主幹、防災主任、各部長、学年主任、及び総務部係をもって組織する。

（防災委員会の開催）

第6条 防災委員会の開催は定例会と臨時会とし、定例会は4月及び9月、臨時会は委員長が必要と認めるとき開催する。

(防災委員会の審議事項)

第7条 防災委員会は次の事項について審議する。

- (1) 防災計画の樹立及び変更に関すること
- (2) 防火対象物の構造及び避難施設及び消防設備等の維持管理に関すること
- (3) 自衛防災組織の設置及び装備に関すること
- (4) 消防施設の改善強化と点検に関すること
- (5) 防災教育に関すること
- (6) その他防災に必要な事項に関すること

第2章 予防管理対策

(予防管理組織等)

第8条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

- (1) 校舎火気責任区分(別紙1)
- (2) 任務区分
 - ・ ストープ等の火気の管理
 - ・ 火気使用設備器具の管理
 - ・ 電気設備使用の安全管理
 - ・ 消火器具及び避難器具の管理
 - ・ 地震時の出火防止に関すること
 - ・ その他予防上必要な事項

(火災予防上の遵守事項)

第9条 火災予防のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後に必ず点検し、安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓しておくこと。
- (3) 廊下、階段、通路、出入口等避難のために使用する施設には、避難の妨げになるものを置かないこと。また、避難口等に設ける戸は、容易に解錠・開放できるようにしておくこと。
- (4) 校内で工事を行うものは、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行うこと。

(建物等の自主点検)

第 10 条 防火管理者は、建物・火気使用設備器具・消防用設備等について別に定める検査表に基づき検査を行い、その結果を「火気使用設備器具点検記録表」に記録し、校長に報告しなければならない。

(消防用設備等の法定点検)

第 11 条 防火管理者は、火元責任者ととも建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、別に定める点検表に基づき点検を行うものとする。

(点検検査結果の記録)

第 12 条 防火管理者は、点検結果を防火管理台帳に記録し保存するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第 13 条 防火管理者は、建物及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、改善について校長に報告し、その促進を図るものとする。

第 3 章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第 14 条 自衛消防組織任務を別紙 2 のとおりとする。

(自衛消防活動)

第 15 条 自衛消防本部長は、消防用設備等の配置図及び消火器具等の配置図、避難経路図を作成し掲示するものとする。

2 火災等が発生したときは、前条に定める任務分担及び消火器具等の配置図、避難経路に基づき行動するものとする。

第 4 章 震災対策

(震災予防措置)

第 16 条 地震時の災害の発生を予防するため第 2 章に定めるほか、次のことを行うものとする。

(1) 建物及び建物に付随する施設物及び校内に設置する物件の倒壊転倒・落下等の有無についての検査

(2) 火気使用設備器具等の転倒・落下防止及び自動消火装置等についての作動状況の検査

2 各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後に建物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、その安全性を確認すること。

(地震時の活動)

第17条 地震時の活動は、第3章によるほか、次によるものとする。

- (1) 火元責任者による火気使用設備器具の使用停止を行う
- (2) 危険物施設の各バルブの操作及び運搬燃料等の停止の確認を行う
- (3) 防火管理者自らの判断又は防災機関からの避難命令により指定避難所へ避難誘導する

2 震災に備え、次の品目を持ち出せるように準備しておくものとする。

- (1) 指導要録等重要書類
- (2) 懐中電灯、トランジスタラジオ
- (3) その他

第5章 防災教育

(訓練等)

第18条 防火管理者は別に定める学校行事計画により、年2回の消防訓練等を行うものとする。

2 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は「消防訓練実施計画報告書」により青葉消防署
国見出張所に通知するものとする。

3 防災教育の内容は次によるものとする。

- (1) 消防(防災)計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理上の各職員の任務及び責任の周知徹底
- (4) 震災対策に関する事項
- (5) ボランティア活動に関する事項
- (6) その他火災予防上必要な事項

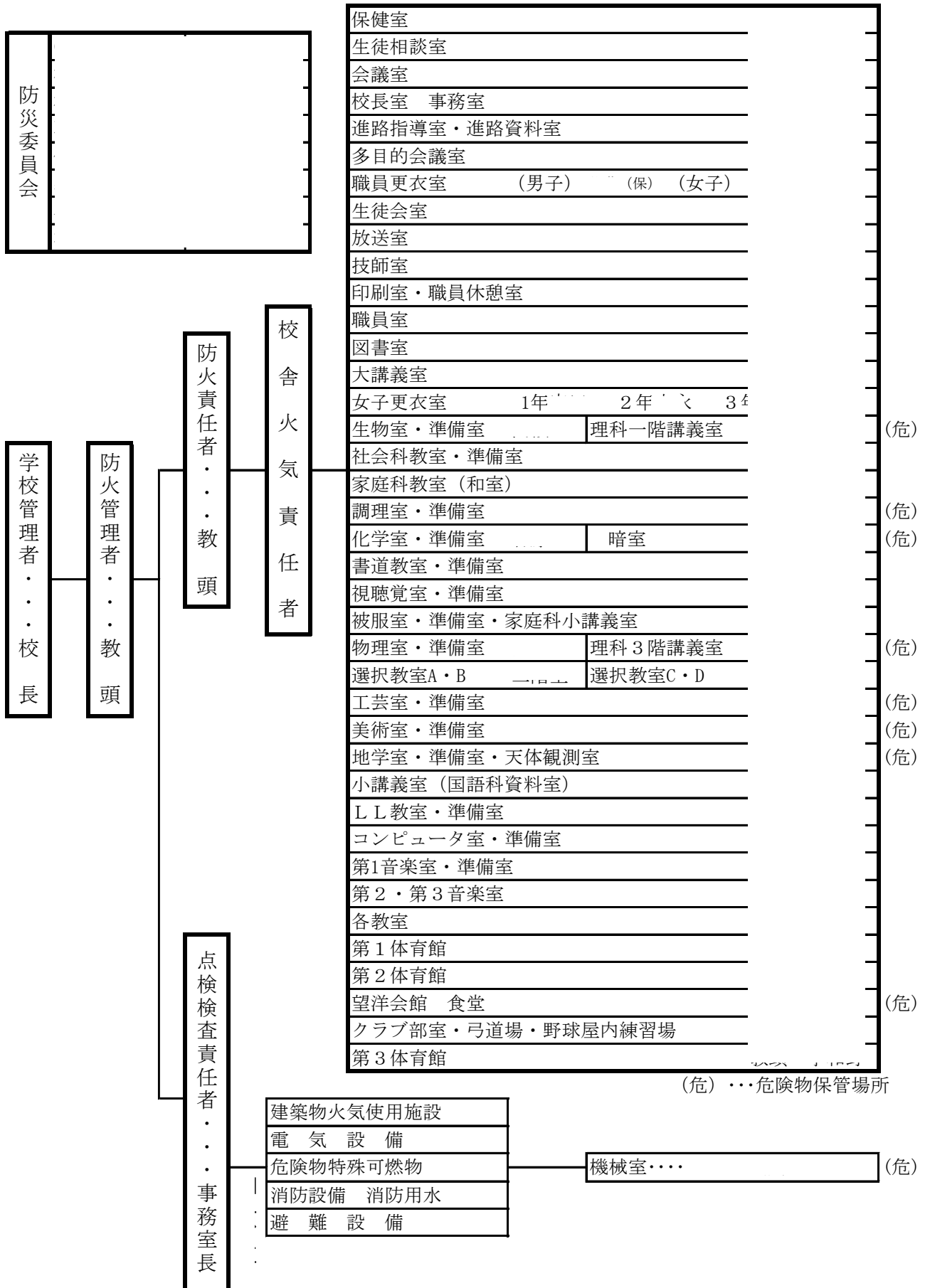
第19条 この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この消防計画は平成9年10月1日から施行する。

平成13年4月1日一部改正施行する。

平成14年2月4日一部改正施行する。

平成31年度 予防管理組織及び任務分担表



1 学校防災体制の整備

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害等が発生した場合においても速やかに生徒の安全確保を図るため、次の事項について定めておくものとする。

学校防災委員会の設置

○学校の防災体制全体の統括

【学校防災体制】

委員長 — 副委員長

〔校長〕

〔教頭〕

学校防災委員会

教頭

事務室長

主幹 防災主任

各部長主任 学年主任

総務係

防災管理

マニュアル作成

施設・設備の点検・整備

避難方法

組織の整備

防災教育

防災教育

研修

組織活動

防災管理

マ
ニ
ュ
ア
ル
作
成

災害対応マニュアル

総務
学年主任
防災主任

避難所開設・運営の支援

マニュアル

教頭・主幹

授業再開に向けた

対応マニュアル

○状況別の具体的対応策

○生徒の安否確認

○非常時下校体制の整備と周知
(学校待機・引渡し・集団下校等)

○関係機関への連絡体制の整備

など

○学校としての支援体制

○PTAや地域関係団体との連携

○生徒の状況把握

○校舎など施設・設備の復旧

○市教委との連絡・協議・調整

○登校日の設定など学校再開までの日程調整

など

施
設
設
備
の
点
検

教頭・主幹

教務主任

学年主任

事務室長

学校施設の安全点検

・整備

教頭

防災主任

事務室長

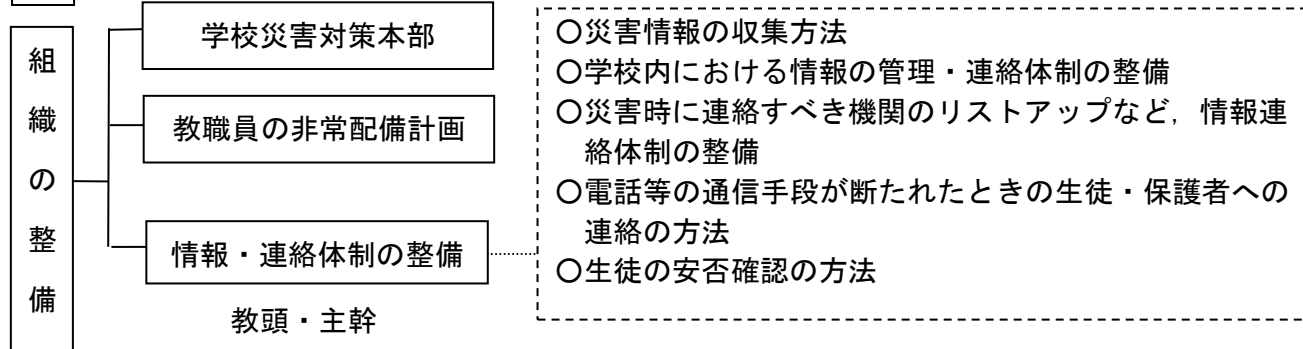
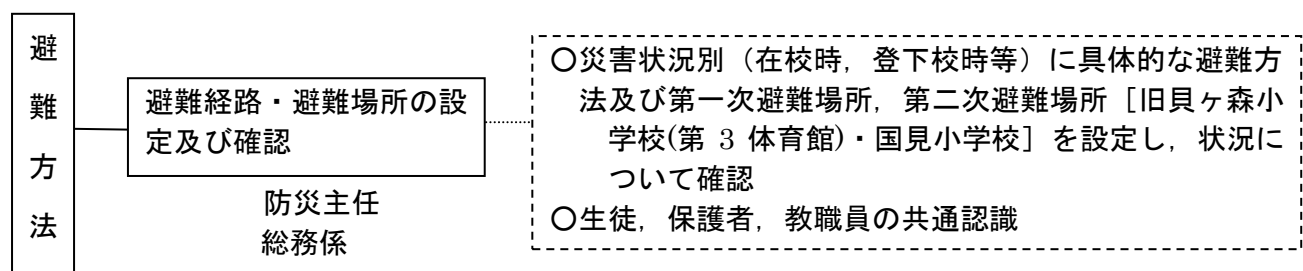
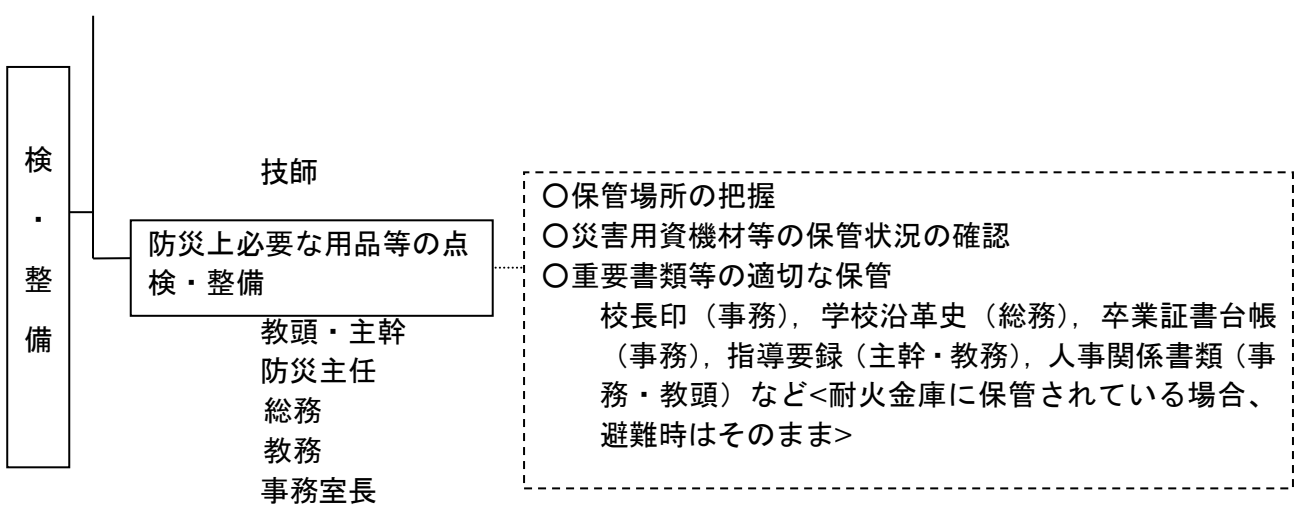
主幹

○石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所はじめ校内及び校地内の施設・設備全般についての点検
(定期・臨時・日常の点検)

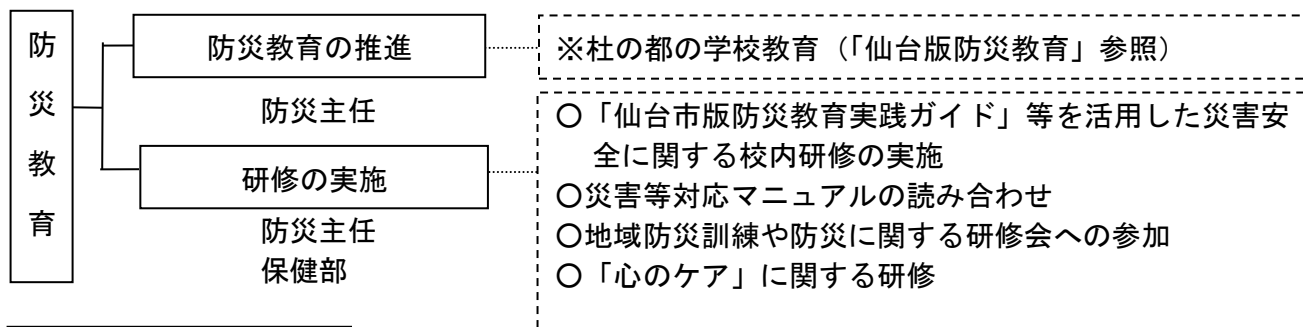
* 消防法第8条第1項及び同法施行令第3条の2第2項に基づく点検

* 学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づく点検・整備

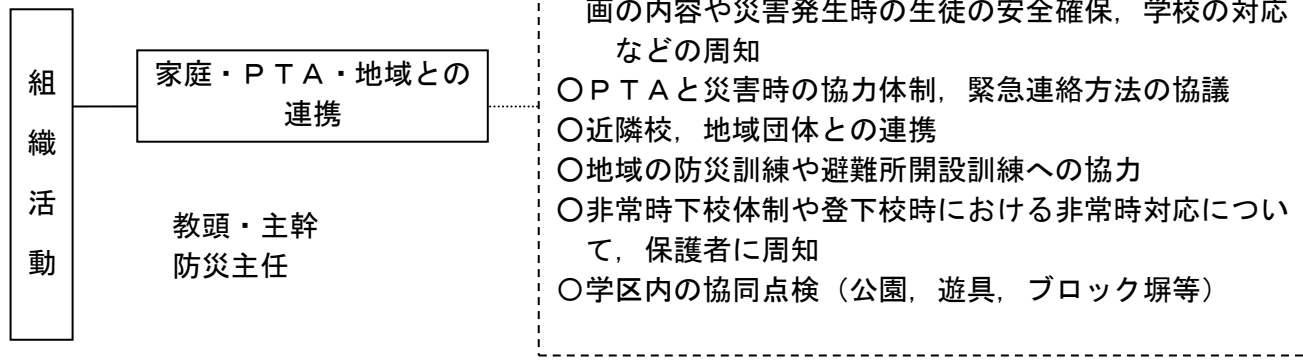
* 学校建築物等保全点検(6月, 12月)にて非構造部材についても点検する。



防災教育



組織活動



2 地震対応マニュアル

(1) 状況別の地震対応マニュアル

① 教職員及び生徒の在校時

地震発生

① 基本的対応

安全確保

- 的確な安全確保を指示する。(頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で身を寄せるなど)
- 特に心身等に配慮を要する生徒の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 火災など二次災害の防止に努める。
- 負傷者の有無の確認を行い、手当の必要な場合は応急手当を行う。

避難指示

- 避難経路の安全確認を行う。
- 全校に避難指示を行う。停電時はメガホン等で行う。
- 一次避難場所は原則として校庭だが、液状化や流動化による地割れ等が生じている場合や暴風雨の場合には、より安全な避難場所に誘導する。(校舎や体育館等)

避難誘導

- 的確な行動を指示する(頭部の保護、押さない、走らない、しゃべらないなど)
- 配慮が必要な生徒や負傷者等を介助して避難させる。
- 生徒名簿(出席簿等・生徒保護者名簿)を携帯する。

安否確認
情報収集

- 人員の確認を行う。
- 負傷者の確認と応急手当を行う。
- 生徒等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- テレビ、インターネット等から最新の情報収集を行うとともに二次避難の必要の有無(第二次避難場所:旧貝ヶ森小学校・国見小学校)を判断する。
- 大津波警報が発表されている場合は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外または校舎上階等へ二次避難させる。

災害本部設置

- 学校災害対策本部(P. 255 参照)を設置し、以下の対応を行う。
 - ◇市内いずれかの地域で震度5強以上のときは、非常時下校体制とする。
 - ・事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・集団避難のいずれかとする。
 - ◇生徒・教職員や施設・設備等の被害状況を確認し、C4th(使用出来ない場合は教育指導課に所定のFAX送信票(P. 31 参照)で報告する。停電等でFAX送信ができない場合は防災行政用無線を利用して報告する。(P. 32 参照)必要に応じて支援要請を行う。
 - ◇状況に応じて、通学路等の被害状況を把握する。
 - ◇引き続き災害情報の収集に努める。
 - ◇災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、災害用伝言ダイヤルで連絡する。
 - ◇欠席生徒等の安否を確認する。
 - ◇避難所が開設される場合には、避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動を行う。(P. 34 参照)

被災状況別の対応

ア 授業中（基本的な安全確保の形態）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員は、生徒への確かな安全確保を指示する。 （頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる） ・ 火気使用中であれば消火する。 ・ 避難経路の確認は、職員室で待機中の教職員が行い、避難の指示は放送施設が使用可能な場合は、事務室から行う。放送施設が使用不可能の場合は、各階設置のメガホンで行う。 ・ 揺れが収まったら、教職員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。 ・ 生徒等の人員等状況確認や周囲の安全を確認する。 ・ 余震や二次災害に備え、生徒を落ち着かせる。 ・ 負傷者の応急手当

場 所	教 職 員 の 対 応
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示 ・ 火気使用中であれば、または消火の指示
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験・実習中であれば、危険回避の指示をする。 ・ 火気使用中であれば消火の指示をする。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない中央等に集合させ、体を低くするように指示（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に身を寄せる方が良い場合もある。落下物に注意する。）
校庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物から離れ、校庭の中央に集合させ、体を低くするよう指示
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示 ・ 揺れが収まれば、すばやくプールから出るように指示 ・ 避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

イ 教員と生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後等）

場 所	生徒等の行動	教職員の対応
階段、廊下、トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 揺れている間は、頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけ、身を寄せて待機する。 ・ 落下物や倒壊物に気をつける。 ・ 揺れが収まったら、教職員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。 ・ 周囲の安全を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校指示（揺れが収まるまで、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけて身を寄せるように）をする。 ・ 教職員は分散して生徒の安全確保、指示誘導をする。 ・ 校舎外にいる生徒の人員確認、負傷者の応急手当をする。
校庭、中庭、学習園等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、ブロック塀、窓ガラス等の近くから離れる。 ・ 揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。 	

② 学校外活動中

(1) 現地で地震が発生した場合

事前の計画

- 学校外活動を行う際の事前確認を以下の点に留意して行う。
 - ・見学施設、宿泊施設等の施設管理者との打ち合わせにより、災害時の対応について確認する。(避難経路、避難場所等)
 - ・現地の救急医療機関、避難場所、公的機関(市役所・町村役場、教育委員会、病院等)の住所、電話番号等を把握する。
- 事前指導を以下の点に留意して行う。
 - ・緊急時の避難方法・場所、連絡方法を確認する。
 - ・グループ行動中の緊急時の対応方法を決めておく。

地震発生

安全確保

- 的確な避難行動を指示する。
 - ・物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難させる。
 - ・ビル街では落下物やガラス等の飛散から身を守らせる。
 - ・電車、バス等に乗車中は、係員の指示により行動させる。
 - ・山間部で活動しているときには、地すべりが起きそうな崖、落石が起りそうな場所から素早く離れさせる。
 - ・生徒の不安軽減を図る。

近くの避難場所へ避難

- 避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。(安全な場所への速やかな避難)
- 海岸近くで活動しているときは、高台やビルの屋上等に避難する。特に、強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波注意報などの発表を待たずにすばやく避難する。
- 施設管理者等の指示により行動する。

安否確認

- 人員を確認する。グループ行動中であれば、予め決めておいた連絡方法で安否確認を行う。
- 通信が途絶された場合は、指定避難場所等を巡回確認する。

事後の対応措置

- 学校へ状況の報告を行う。
- 学校から教育指導課へ報告する。
- 学校から保護者へ連絡する。
- 必要な場合は、現地公的機関へ救援を要請する。

(2) 修学旅行中などに仙台で地震が発生した場合

地震発生

事後の対応措置

- 地震の規模、被害状況等の情報を収集する。
- 現地公的機関や関係機関(旅行業者等)と対応を協議する。
- 可能な方法で学校へ連絡し、学校の状況等を確認する。
- 生徒の不安軽減を図る。(状況説明、今後の対応等)
- 学校から旅行の予定変更等について教育指導課へ連絡する。
- 学校から保護者へ予め決めておいた方法で連絡する。

③ 登下校時※

◇ 状況に応じた対応（生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前の共通理解を図る。

生徒等の行動

教職員の対応

地震発生

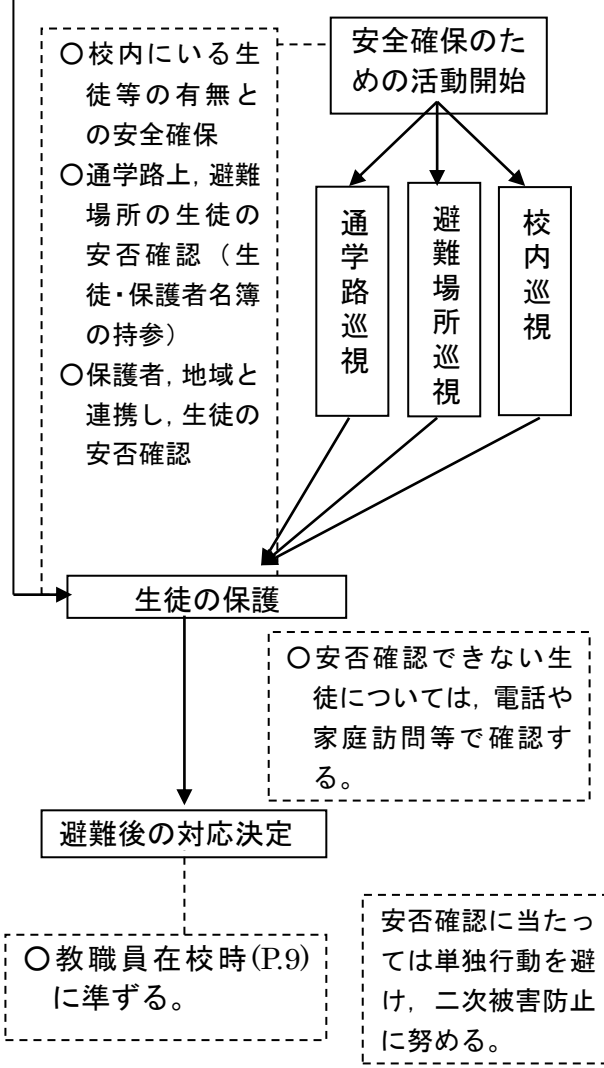
安全確保

※登校前在宅時，又は登下校中に，地震発生又は津波注意報（警報）などが発表された場合に備え，校内の対応体制を構築する。
 ※学校の対応については，事前に PTA 役員会や PTA 総会等で説明したり，年度始めに文書で対応と協力について周知したりするなど，理解と協力を得る。生徒自らの対応については，家庭内で事前に避難方法を話し合い，学校と家庭が生徒の避難方法に関する情報を共有する。また，家庭と情報を共有する際は，家庭の事情等に配慮する。
 ※近隣の小中学校と情報を共有するなど，あらかじめ非常時の対応について打合せを行うとともに，地域と情報を共有する。

安全確保

近くの避難場所へ避難

- 頭部を保護し，物が落ちてこない，倒れてこない，移動してこない場所に身を寄せる。
- 車道に出ない。
- 通学路が山間部にある場合には，崖くずれ・落石の危険を回避するために，崖から素早く離れる。
- 揺れが収まったら，状況に応じて公園，学校等のより安全な避難場所，あるいは自宅に避難する。
- 家族が家にいないときには，家に帰らない。近くの避難所か学校へ行く。
- 沿岸部の地域で津波警報が発表されているときには，近くの津波避難場所（高台・ビルの屋上等）に避難する。



生徒の保護・安否確認

災害本部設置

④ 教職員在校時外

地震発生

教
職
員
の
参
集

- 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備しておく。
- 該当教職員は非常配備計画に則り参集する。
 - 【非常1号配備】（16名）市内で震度5弱の地震が発生したとき。
校長・教頭・事務室長・主幹・防災主任
部長・学年主任・事務主任・技師主任
（概ね3分の1の教職員）
 - 【非常2号配備】（44名）市内で震度5強の地震が発生したとき。
校長・教頭・事務室長・主幹・防災主任
部長・学年主任・事務主任・技師・組担任
（概ね3分の2の教職員）
 - 【非常3号配備】（80名）市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
全教職員
- 配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに学校に参集する。

被害
状況
確認

- ラジオ、テレビ、インターネット等で常に最新の情報収集を行う。
- 施設・設備等の被害状況を確認する。
- 教育指導課にC4th（使用できないときは所定のFAX送信票(P.32参照)で報告する。停電等でFAX送信ができない場合は防災行政用無線を利用して報告する。(P.33参照)

災害
対策
本部
設置

- 生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び避難所が開設される場合は、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応に当たる。(P.25参照)

事
後
の
措
置
対
応

- 電話、一斉メール配信、学校ホームページ等の通信手段により安否確認をする。
- 通信手段が途絶されている場合は、災害伝言ダイヤル、家庭訪問等で安否確認を行う。
- 通学路及び地域の被害状況、危険箇所等を確認する。
- 今後の対応について、電話、一斉メール配信、学校ホームページ、災害伝言ダイヤル等の通信手段により保護者に連絡する。
- 通信手段が途絶されている場合は、災害伝言ダイヤル、本校東昇降口・西昇降口・本校東門・西門・貝ヶ森市民センター・望洋会館への掲示で連絡する。

◇ 避難所（校舎・体育館等）の鍵について
 ・ 通常校門は施錠されていない。校舎の鍵については、地域等では保管せず、教職員が保管し、常に管理状況について確認しておく。P.36

配備解除については、市教委緊急情報ホームページまたは校長用緊急連絡メールシステムで確認する

3

風水害対応の留意点

風水害は地震とは異なり気象情報に注意を払うことにより、ある程度事前の対応が可能である。天候の崩れが予想される時は、①気象台のホームページ等から積極的に情報収集を行う、②必要に応じて教育委員会へ確認を行う、③収集した情報を基に校内で話し合いを行う、④近隣学校との協議を行うなどして校内の対応体制（基本的な対応は、地震に準じて行う）を構築する。なお、基本的な対応は、地震に準じて行うこととするが次の点に留意する。

(1) 生徒の安全確保

＜生徒へは授業等で、日常から以下のような災害発生時の対応について指導をする。＞

- ① 急な大雨の際は、すぐに川などの水辺から離れる。地下室や地下街には進入しない。土砂災害警戒情報に注意する。
- ② 雷鳴が聞こえたら、安全な建物の中や自動車へ避難する。木や電柱から4m以上離れる。近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- ③ 竜巻の際は、頑丈な建物に避難する（車庫や物置、プレハブには避難しない）。屋内では、窓、カーテンを閉め、窓から離れる。頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- ④ 仙台防災タウンページ等で、河川氾濫及び土砂災害の危険のある場所を予め確認しておき、大雨の際などは、危険な区域外に直ちに避難する。

＜学校は、災害発生時に以下のような点について配慮する。＞

- ⑤ 校長の判断もしくは教育委員会の指示により、始業時刻や終業時刻の繰り下げや繰り上げを行う。
- ⑥ 校長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時休業にする。
- ⑦ 学校行事を予定している場合は、生徒の安全確保を第一に考え、適切に対応する。

(2) 教職員の参集

- 【警戒配備】（4名）校長・教頭・事務室長・主幹（あらかじめ学校で定める職員）
 - ・大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき
 - ・仙台市東部に土砂災害警戒情報が発表されたとき、当該地域に立地する学校
 - 【非常1号配備】（16名）震度5弱で、校長・教頭・事務室長・主幹・防災主任
部長・主任・事務主任・技師主任（概ね3分の1割の教職員）
 - ・市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
 - ・上記特別警報が発表されていない場合にあつて、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき（上記の場合を除く）
 - 【非常2号配備】（44名）震度5強で、校長・教頭・事務室長・主幹・防災主任
部長・主任・事務主任・技師・組担任（概ね3分の2の教職員）
 - ・大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき
 - 【非常3号配備】（80名、全教職員）
 - ・市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される時
- 配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに学校に参集する

(3) 避難所の開設準備

土砂災害及び洪水等発生の危険度が高まった地域に土砂災害警戒情報等が発表され、区災害対策本部から避難所開設準備の連絡があった場合は、「避難所開設・運営の支援マニュアル」に基づき対応する。(P39)

なお、避難所の開設は基本的に避難所担当課職員及び教職員が行う。

4 弾道ミサイル発射・落下時の対応マニュアル

(1) 生徒在校時

基本的対応

Jアラート等による緊急情報発表

避難の指示 安全確保

- 速やかな避難行動を指示する。(職員室からの緊急放送・教職員の声掛け)
- 火気使用中であれば消火する。
- 的確な安全確保を指示する。(校舎等に避難する。窓から離れ、机の下に潜るか、廊下や床に伏せて頭部を守る。安全が確認されるまで校内で待機する。など)
- 特別支援学級等や配慮を要する生徒等の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 生徒名簿(出席簿等)を携帯する。

情報収集 安否確認

- 生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認
- 生徒等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。

事後対応

- 領土・領海内に落下した場合は、市教委の指示に従い、非常時下校体制とする。
 - ・事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・集団下校のいずれかとする。
- 今後の対応について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、予め決めておいた方法で連絡する。
- 欠席生徒等の安否を確認する。
- 学校へ避難してくる者(市民等)がいる場合には、校内の安全な場所に避難させるなどの保護活動を行う。

状況別の対応

ア 生徒が校舎内（体育館含む）にいる場合（基本的な安全確保の形態）

場 所	教 職 員 の 対 応
普通教室 特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓，カーテンを閉めさせる。 ・ 机を教室の中央に寄せさせる。 ・ 机の下にもぐらせ，近くに頭を保護できる物があればそれを頭に当て，なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・ 膝と肘を床に付けさせる。危険な方向（窓等）に尻を向けさせる。 ・ 火気使用中であれば消火する。 ・ 実験中であれば，危険回避の指示。
廊下等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の教室または近くの教室等で安全確保するよう指示。
体育館	<p>※ 体育館はコンクリートで覆われた建築物ではない場合も多く，また，窓も多いため，時間を要さないのであれば，校舎に避難させることも十分考えられる。この場合，留意点は「普通教室・特別教室等の対応」に同じ。</p> <p>※ 体育館へ避難させる場合は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館の中央に避難させる。 ・ 窓や出入り口などからできる限り離れ，できるだけ姿勢を低くする。近くに頭を保護できる物があればそれを頭に当て，なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・ 体勢は膝と肘を床に付けさせる。危険な方向（窓等）に尻を向けさせる。

イ 生徒が校舎外にいる場合（始業前，授業中，休み時間，放課後等）

場 所	教 職 員 の 対 応
校庭，中庭， 学習園等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかな避難行動を指示する。（職員室からの緊急放送・教職員の声かけ） ・ 教職員は分散して生徒等の安全確保，指示誘導。担任外の教員を1階に配備する。 ・ 多人数で階段を駆け上がることは二次的な危険を伴うので，校舎1階の教室や廊下に避難させる。 ・ 窓や出入り口など開口部からできる限り離れ，できるだけ姿勢を低くさせる。近くに保護できる物があればそれを当て，なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・ 安全を確認したら教員の指示で，教室に戻す。
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ すみやかにプールから出るよう指示。 ・ 校舎に避難させる。（無理な場合は更衣室やトイレへの避難も考えられる） ・ できるだけ姿勢を低くする。衣服やバスタオル，ビート板等を頭に当て，なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・ 安全を確認したら教員の指示で，教室に戻す。

ウ ミサイルが近くに着弾した場合

- ◇ミサイルが近くに着弾した場合、屋外にいる場合は口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ◇ テレビやラジオ、インターネット等を通し情報収集に努めるとともに行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

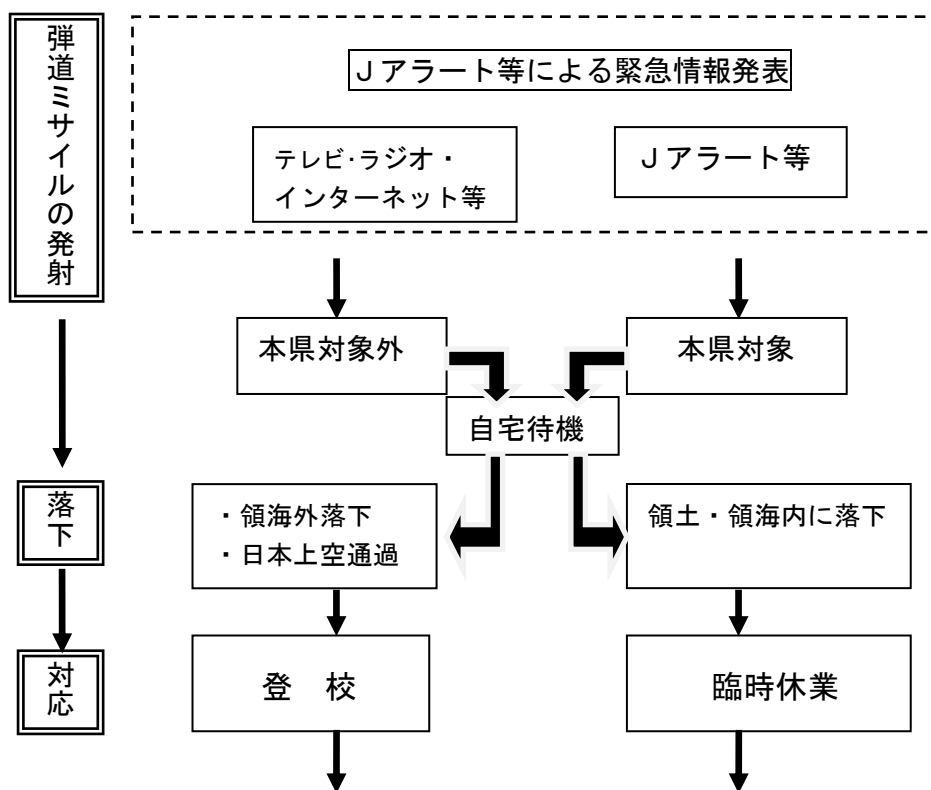
※具体的な避難行動については、「国民保護ポータルサイト」の動画等を参考にする。

URL <http://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>

(2) 登校前、生徒が在宅時および登下校中

- ◇ 状況に応じた対応（生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前にPTA役員会やPTA総会等で説明し理解と協力を得る。(p12)

ア 登校前、生徒が在宅時の場合の対応



※この場合、市教委から各学校への連絡は特に行わない。

※「日本上空通過」とは、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が我が国の領土・領海に落下する可能性がないことが確認された後に発せられます。

※「領海外落下」とは、ミサイル発射情報を発した後、結果的に本邦の手前の領海外に落下した場合を指します。

※発生時刻によっては保護者等へ「通常登校」「始業時刻を遅らせ登校」等の連絡をする。

※「臨時休業解除」の判断については、ミサイルの発射や着弾の時間帯、被害の発生状況、国としての状況等によって市教委が行い、各学校への通知やマスコミへの連絡を行う。

※解除の場合、保護者等へ「通常登校」「始業時刻を遅らせ登校」等の連絡をする。

イ 生徒が登下校中の場合

- ◇ 登下校中に、緊急情報が発表された場合に備え、校内の対応体制を構築する。
- ◇ 生徒には安全確保のための避難行動について指導を行う。
- ◇ 保護者や地域の理解と協力が得られるよう、事前にPTA役員会やPTA総会等で説明し理解と協力を得る。
- ◇ 近隣の小中学校や地域と対応についての情報共有をする。

生徒等の行動

教職員の対応

Jアラート等による緊急情報発表

安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○近くにある建物や地下に避難し窓から離れる。 ○近くに建物がない場合は物陰等に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。 ○車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車から離れたところに避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送を利用して、緊急情報を放送し、避難行動を呼び掛ける。 ○校舎内で避難行動を取らせる。 ○校内にいる生徒等の安全確保。 	安全確保
	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集に努める。(公共施設・店・近くの大人など) ○得られた情報に従って、行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビやラジオ、インターネット等で最新の情報収集を行う。 ○行政(市教委)からの指示があればそれに従って、行動する。 	情報収集
	<p><登校時></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校のすぐ近くまで登校している場合は、学校へ避難する。 ○自宅を出たばかりの場合は、すぐ帰宅する。 <p><下校時></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校のすぐ近くにいる場合は、学校へ避難する。 ○自宅に近い場合は、すぐ帰宅する。 ○自宅に誰もいないときには、家に帰らず、学校へ避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路上等の生徒の安否確認(緊急連絡用カードの持参)。 ○保護者に、在宅生徒の安否確認。 ○安否確認できない生徒については、電話や家庭訪問等で確認する。 	安否確認
情報収集後の行動	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">生徒等の保護</div>		事後の対応措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○領土・領海内に落下した場合は、市教委の指示に従い、臨時休業、非常時下校体制(事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・集団下校のいずれか)とする。 ○今後の対応について保護者に知らせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。 		

ウ ミサイルが近くに着弾した場合

- ◇ (1) 生徒が在校時 (P.15)「ウ」に準ずる。

5

原子力災害対応マニュアル

(1) 原子力災害について

仙台市は、女川原発から30km圏外（原子力災害対策重点区域外）であるが、過去の事故事例から放射性物質を含むプルーム（煙流）が本市に接近する可能性も考えられる。このことから、原子力災害が起きた際の対応について理解しておく必要がある。

○ 市からの発令及び避難行動

原子力災害が発生した場合、仙台市から、屋内退避・一時移転をそれぞれ「準備」⇒「指示」の2段階で発令される。

市からの情報	市民の避難行動
屋内退避の「準備」を発令	できるだけ外出を控える。
屋内退避の「指示」を発令	すみやかに屋内に入り、ドアや窓を閉め、換気扇を止め、ガムテープで窓の内側から目張りするなど、できるだけ外の空気が入らないようにする。
一時移転の「準備」を発令	情報を入手する。物資の準備など移転の準備をする。
一時移転の「指示」を発令	指示に従い1週間程度内に一時移転する。

【仙台防災タウンページより】

(2) 学校での対応について（学校活動中）

原子力災害発生



緊急速報メール等による緊急情報発表

避難行動

○教室等なるべく気密性の高い所へ避難誘導を行う。（緊急放送・教職員の声掛け等）

原子力災害は、大地震・大津波等による二次災害で発生する場合も想定されるので、同時に津波や建物の倒壊等も考えられる。校舎への避難の方が危険と判断する場合は、できるだけ安全な施設や場所へ避難することも想定しておく

⇒校舎倒壊等の恐れがない場合は、校舎内に戻す。

⇒校舎倒壊等の恐れがある場合は、できるだけ安全な施設や場所へ避難する。

○特別支援学級や配慮を要する生徒等の安全確保には教職員が連携して当たる。

○生徒の避難状況及び周囲の安全の確認をする。

○生徒の不安軽減に努める。※ 在宅時および登下校中に災害が発生した場合は、[6](#)資料(1)等を参考にして指導しておく。

屋内退避の準備

屋内退避の準備	<p>保護者への引き渡し・安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で保護者へ引き渡しの連絡をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡する。 ○帰宅後の対応について保護者に知らせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅をしたらできるだけ外出を控えること。 ・屋内退避の解除が出されるまで臨時休業となるので、自宅で屋内退避を続けること。 ・テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。 ○欠席生徒等の安否を確認する。 <p>※生徒が在宅及び登下校中の時に災害が発生した場合も、電話等で生徒の安否を確認する。</p> <p>情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。 <p>屋内退避の「指示」への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所となる教室等に、ガムテープ等による窓の目張りや換気扇の停止などによる建物の気密性を確保する。
屋内退避の指示	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避の「指示」が発令された時点でまだ保護者への引き渡しがされていない生徒がいる場合は、学校等にて屋内退避を実施する。 ⇒臨時休業、屋内退避を継続する。
屋内退避の解除	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への引き渡しがされていない生徒がいる場合は、保護者への引き渡しを行う。 ○「臨時休業の解除」となった場合、保護者等へ「通常登校」や「始業時刻を遅らせ登校」等の連絡をする。 <p>※「臨時休業の解除」の判断については、市との協議の下、市教委が行い、各学校への通知やマスコミへの連絡を行う。</p>

6 資料（非常時の対応・組織・配備）

（１）登下校における非常時の対応

① 登下校中における非常時の生徒自身による避難について

登校前在宅時，又は登下校中に，地震発生又は津波注意報（警報）などが発表された場合に備え，校内の対応体制を構築する。

特に，登下校中における非常時の生徒の避難については，生徒自身の判断に拠ることとなるため，例えば「学校のすぐ近くまで登校している場合は，学校へ避難する。」「自宅を出たばかりの場合は，すぐ帰宅する。」など，家庭内で事前に避難方法を話し合い，検討しておくことが求められる。このことについて，予めPTA役員会やPTA総会等で保護者に依頼するとともに，学校と家庭が生徒の避難方法に関する情報を共有しておく。なお，対応について家庭と情報を共有する際は，家庭の事情等に配慮する。

<避難方法例>

登校時

- ・学校のすぐ近くまで登校している場合は，学校へ避難する。
- ・自宅を出たばかりの場合は，すぐ帰宅する。自宅が海拔高度の低い場合は，出来るだけ近くの高所に避難する
- ・地域の避難場所（公園等）へ避難する。
- ・津波避難エリア内に自宅や通学路がある場合は，近くの津波避難タワーなどに避難するなど。

下校時

- ・学校のすぐ近くにいる場合は，学校へ避難する。
- ・自宅に近い場合は，すぐ帰宅する。自宅が海拔高度の低い場合は，出来るだけ近くの高所に避難する
- ・自宅に誰もいないときは，学校や地域の避難所へ避難する。
- ・地域の避難場所（公園等）へ避難する。
- ・津波避難エリア内に自宅や通学路がある場合は，近くの津波避難タワーなどに避難するなど。

② 校内の対応体制を構築する際の留意点

近隣の小中学校は，同一の対応を取ることが望ましい。予め非常時の対応について，隣接する学校は互いに打合せを行うとともに，非常時も連絡を取り合うようにする。また，対応について地域と情報を共有し，協力を得られるようにする。

ア 登校前在宅時の対応

登校前在宅時に地震等の発生や特別警報等の発表があった場合は，校長の判断もしくは教育委員会の指示により対応を決定し，決定した内容を速やかに保護者に連絡する。

- ・校長の判断もしくは教育委員会の指示により，始業時間の繰り下げを行う。
- ・校長の判断もしくは教育委員会の指示により，臨時休業にする。
- ・決定した対応を保護者へ連絡する。（電話，一斉メール配信，学校ホームページ等で）
- ・通学路の安全確認を行う。
- ・生徒の安否確認及び安全確保を行う。

イ 登校中の対応

- ・登校中の生徒の安否確認及び安全確保を行う。

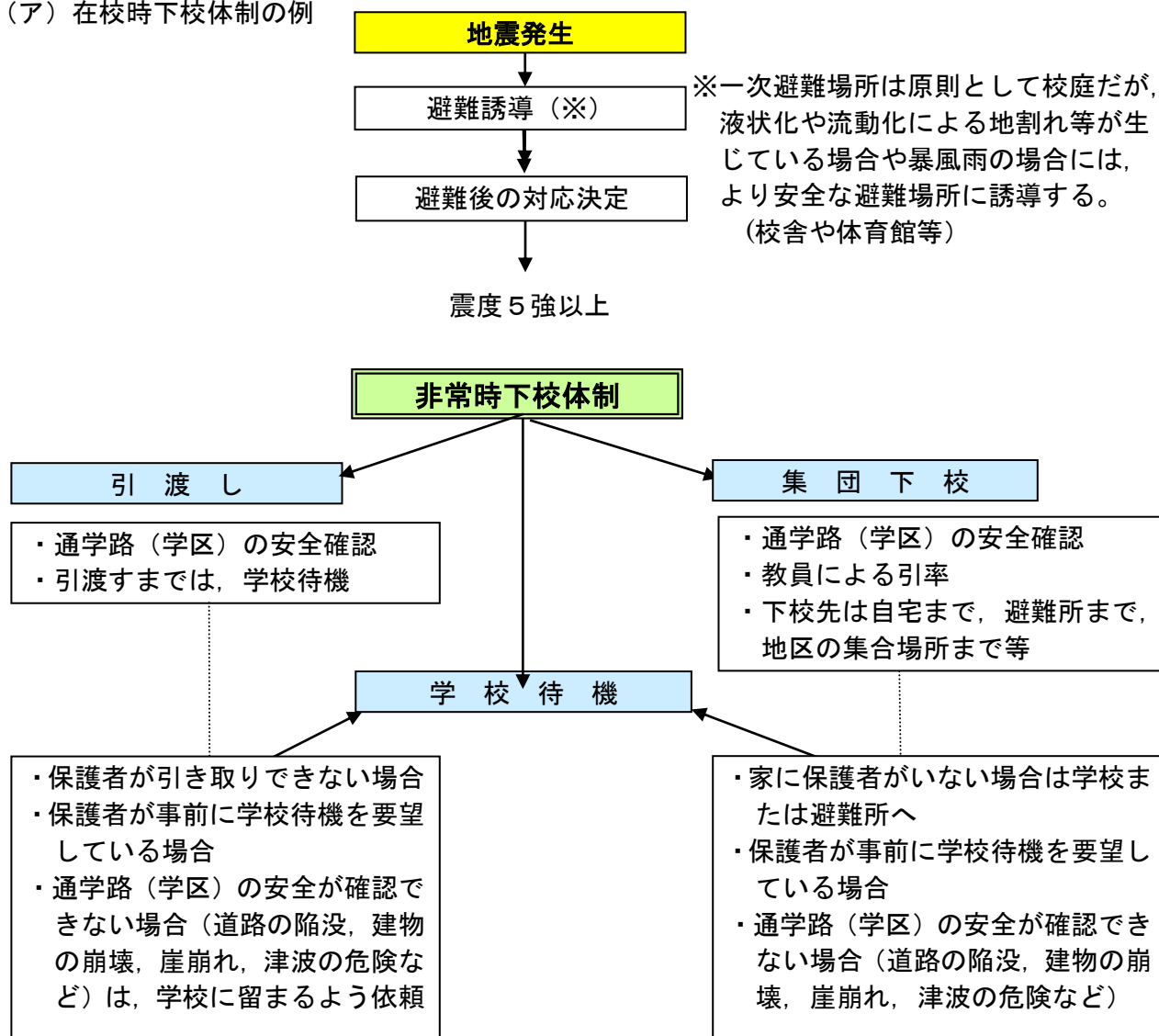
ウ 下校中の対応

- ・下校中の生徒の安否確認及び安全確保を行う。

(2) 非常時における在校時下校体制

- ・市内いずれかの地域で震度5強以上の地震が観測されたときには、全校で学校待機・引渡し・集団下校など通常とは異なる方法で下校させる。
- ・震度5弱以下の場合には、各学校の計画による。
- ・(可能であれば) 決定した対応を保護者へ連絡する。
(電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で)

(ア) 在校時下校体制の例



※一次避難場所は原則として校庭だが、液状化や流動化による地割れ等が生じている場合や暴風雨の場合には、より安全な避難場所に誘導する。
(校舎や体育館等)

(イ) 事前の保護者との確認

各学校の非常時下校体制について

- ・引渡し方法・場所、集団下校の方法などについて
- ・引渡し、集団下校、学校待機等の保護者の要望
- ・引渡しカードの作成

(ウ) 家庭内での確認事項

- ・通学経路について(集団下校時の経路)
- ・引渡しの場所
- ・避難所や家族の集合場所
- ・非常時伝言ダイヤル等による連絡方法 など

(3) 緊急連絡用(引き渡し)カード

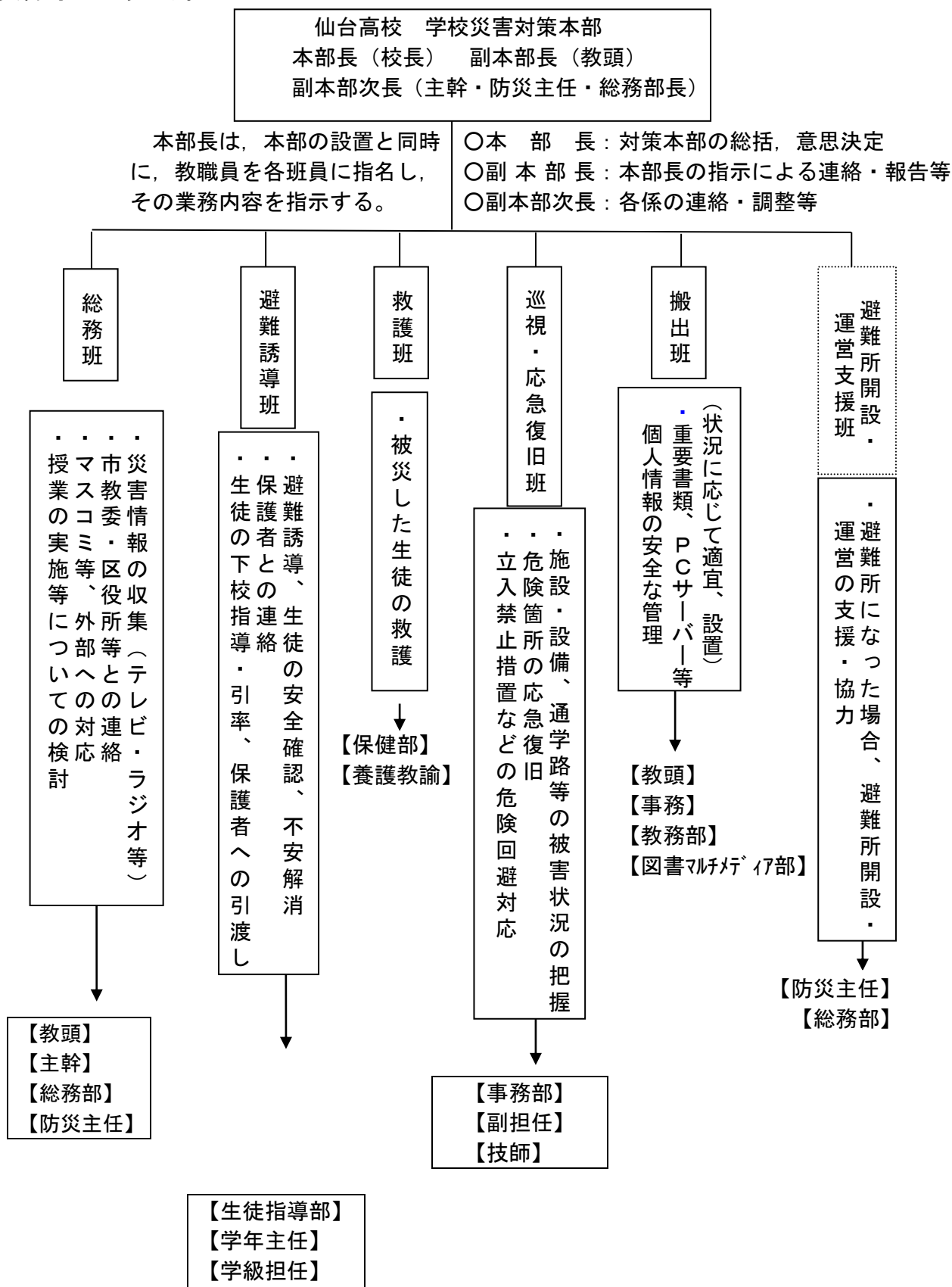
仙台市立仙台高等学校

緊急連絡用（引き渡し）カード					
年 組 番		生徒氏名			
中学校：		保護者氏名			
現住所	〒				
緊急連絡先	自宅 TEL ()	自宅以外の連絡先 (名称・TEL)			
	携帯 TEL ()				
本校在学の兄弟等	年 組		年 組		
緊 急 時 の 引 受 人 (学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む)					
	引受人氏名	電話番号	本人との関係	登校に要する時間	引受確認
1					
2					
3					
担当教職員	※				
引き渡し日時	※ 平成 年 月 日 () 時 分				
引渡し場所	※ 校庭 体育館 教室 その他 ()				
引渡後の連絡先	氏名			TEL 番号	
備考					

(注) 裏面に自宅付近図を記入

(4) 災害対策本部の組織

生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合、原則として校長室または職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。



(5) 教職員の非常配備

平成31年4月2日

教職員非常配備計画

仙台市立仙台高等学校教職員非常配備計画

※ 仙台市防災関係規定, 「非常配備等に関する要領」より

区分・市教委配備	組織体制	配備基準	仙台高校の配備体制
情報連絡体制の強化	情報連絡体制の強化	(1) 市内で震度4の地震が発生したとき (2) 気象注意報, 警報が発表され, 市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	
警戒配備 総務課長 総務係長 教育指導課長 管理係長 生涯学習課長 企画係長 等	災害警戒本部体制	(1) 大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 市内に災害が発生し, 災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	校長, 教頭 事務室長 主幹教諭
非常1号配備 教育局職員の概ね3分の1の職員	災害対策本部体制	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2) 市内に気象特別警報(暴風特別警報, 暴風雪特別警報, 大雨特別警報及び大雪特別警報), 高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (3) 上記特別警報が発表されていない場合にあつて, 大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 市内に災害が発生し, かつ, 拡大するおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災, 爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めるとき	校長, 教頭 事務室長 主幹教諭 防災主任 部長主任 事務主任 技師主任(16名)
非常2号配備 教育局職員の概ね3分の2の職員	災害対策本部体制	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2) 大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 災害が本市の区域に広範囲で発生し, 更に拡大するおそれがあるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	校長, 教頭 事務室長 主幹教諭 防災主任・部長主任・事務主任・技師主任・担任 (44名)
非常3号配備 全職員	災害対策本部体制	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき, 又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めるとき	全教職員(80名)

◎ 配備が発令された場合には, 該当教職員は家族等の安全を確保した後, 自らの安全に留意し, 直ちに学校に参集する。

◎ 円滑かつ確に情報を伝達するために, 学校内における連絡体制の構築や, 災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップなど, 情報連絡体制の整備を図っておく。

◎ 警戒配備，非常配備の連絡は，市教委緊急情報ホームページ又は校長用緊急連絡メールシステム等で行う。但し，勤務時間外において警戒配備又は非常配備の基準に該当する災害の発生又は気象警報の発表があった場合は，定められた計画に基づき自主的に参集するものとする。

◎ 土砂災害警戒情報は，発表される範囲が順次拡大するケースが多いので，警戒配備を行っていない学校についても気象情報の収集を積極的に行うこと。

(注1) 仙台市東部とは，青葉区（宮城総合支所管内を除く），宮城野区，若林区，太白区（秋保総合支所管内を除く）を指す。（参考資料3に詳細あり）

仙台市西部とは，泉区，青葉区宮城総合支所管内，太白区秋保総合支所管内を指す。

◎ 参集対象校

(注2) 津波の場合の参集対象校

配備基準	区分	参集対象校
津波注意報	警戒配備	宮城野区：岡田小，高砂中 若林区：六郷中，七郷中
津波警報	非常1号配備	宮城野区：岡田小，福室小，中野栄小，鶴巻小，高砂中，中野中 若林区：六郷小，七郷小，沖野小，蒲町小，沖野東小，六郷中，七郷中 蒲町中，沖野中 太白区：四郎丸小，袋原小，東四郎丸小，郡山小，袋原中
大津波警報	非常2号配備	宮城野区：福室小，中野栄小，鶴巻小，中野中 若林区：六郷小，七郷小，沖野小，蒲町小，沖野東小，六郷中，七郷中 蒲町中，沖野中 太白区：四郎丸小，袋原小，東四郎丸小，郡山小，袋原中 ※ 岡田小，高砂中は参集しない。また，地震と同時でない大津波警報（例；チリ地震）の場合は，上記以外の学校は参集しない。

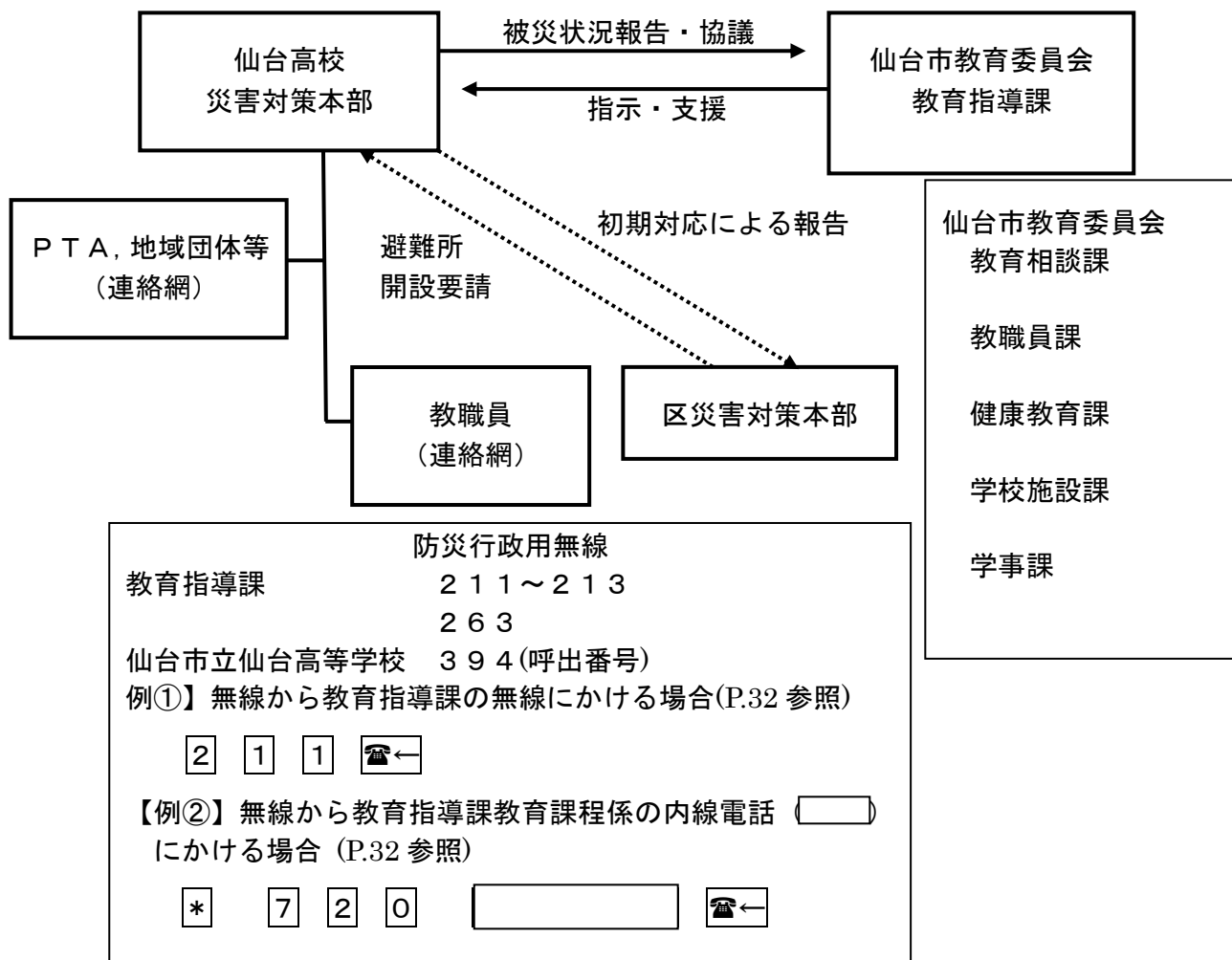
(注3) 大雨の場合の参集対象校

配備基準	区分	参集対象校
土砂災害警戒情報	警戒配備	仙台市東部に発表の場合：仙台市東部の学校(注1) 仙台市西部に発表の場合：仙台市西部の学校(注1) ※ 八木山南小，湯元小，人来田中，八乙女中は，土砂災害警戒区域内に校舎及び体育館があるため参集しない。 ※ 折立中は東部，西部どちらにも該当している。 ※ 初動で開設しない避難所は参考資料2を参照する。

(6) 情報連絡体制

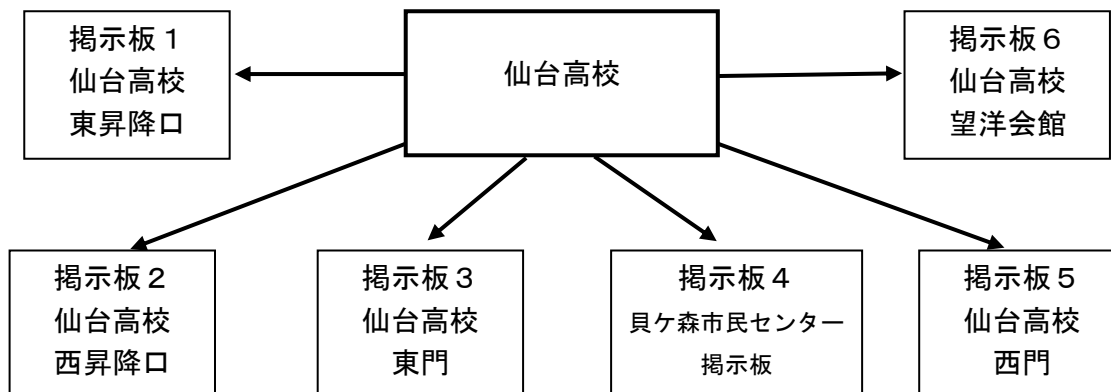
○電話等の通信手段が使えるとき

※円滑かつ的確に情報を伝達するために、学校内における連絡体制の構築や、災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備を図っておく。



○電話等の通信手段が使えないときの学校から保護者等への連絡方法

掲示場所を事前に決めておき、掲示により連絡事項を保護者へ伝える



※保護者から学校への連絡については、電話等が使えないときは、「直接学校に来る」「知り合いに伝言を頼む」「手紙(メモ)を学校のポストに入れる」等による。

<学区内および学区周辺の施設>

○学校関係 青葉区内の避難所

NO	名称	所在地	電話番号	収容可能人員（人）	
				避難場所	避難施設
1	桜丘小学校	桜ヶ丘 8-1-1	278-4554	7,000	871
2	中山中学校	中山 6-16-1	278-8833	5,600	1,113
3	中山小学校	中山 1-6-1	278-0206	4,900	1,154
4	北仙台中学校	東勝山 2-31-1	271-6511	7,200	889
5	台原小学校	台原 5-16-1	234-1361	4,400	1,219
6	旭丘小学校	旭ヶ丘 3-27-1	233-5060	3,700	1,014
7	荒巻小学校	荒巻神明町 21-1	234-3379	3,600	889
8	国見小学校	国見 2-16-1	234-6383	2,700	1,136
9	三条中学校	三条町 3-1	234-4384	5,000	1,112
10	通町小学校	通町 1-1-1	234-2471	1,900	965
11	小松島小学校	小松島 2-1-1	234-1354	4,000	1,172
12	八幡小学校	八幡 2-9-1	234-4381	4,000	1,181
13	木町通小学校	木町通 1-7-36	223-3480	3,700	1,149
14	上杉山中学校	上杉 6-7-1	234-1241	5,600	1,376
15	五城中学校	東照宮 1-3-1	234-0451	2,900	1,187
16	片平丁小学校	片平 1-7-1	223-3846	1,900	863
17	折立小学校	折立 4-2-1	22-1333	3,400	778
18	川平小学校	川平 3-36-1	279-1712	3,300	975
19	東六番丁小学校	宮町 1-2-1	222-4216	2,200	1,008
20	北六番丁小学校	宮町 4-4-17	222-5086	1,700	959
21	広瀬小学校	下愛子字二本松 40	392-2208	6,300	1,406
22	広瀬中学校	愛子中央 1-9-1	392-2214	14,000	1,537
23	上愛子小学校	上愛子字白沢 14	391-8940	5,400	666
24	作並小学校	作並字北子原 6	3952051	1,700	627
25	作並小学校新川分校	新川字北野尻 34	395-2814	2,000	282
26	大倉小学校	大倉字墓前 1	393-2353	3,700	397
27	川前小学校	芋沢字赤坂 16	394-2225	2,900	872
28	大沢小学校	芋沢字長坂 22	394-2224	4,300	878
29	大沢中学校	赤坂 1-2-1	394-2226	14,000	1,137
30	吉成小学校	吉成 1-12-2	279-1713	5,500	774
31	吉成中学校	吉成 1-12-1	279-3800	6,200	852
32	南吉成小学校	南吉成 5-18-1	277-3581	5,700	1,104
33	第一中学校	八幡 4-16-1	234-4251	4,700	1,427
34	第二中学校	木町通 2-4-1	234-6101	3,800	1,146
35	栗生小学校	栗生 6-6-1	392-9324	4,100	1,253
36	上杉山通小学校	上杉 1-10-1	221-3392	2,300	1,212

37	北仙台小学校	東勝山 3-6-1	271-6411	3,500	943
38	桜丘中学校	桜ヶ丘 8-2-1	279-1711	10,600	989
39	立町小学校	立町 8-1	222-4078	2,600	893
40	五橋中学校	五橋 2-2-1	225-5476	3,400	1,406
41	台原中学校	台原 5-19-1	234-3245	6,300	1,390
42	南吉成中学校	南吉成 5-18-2	277-4377	6,800	1,187
43	折立中学校	折立 3-19-1	226-1451	6,200	1,107
44	仙台高等学校	国見 6-52-1	227-3211	15,000	2,610
45	仙台青陵中等教育学校	国見ヶ丘 7-144	303-5551	8,800	2,430
46	東二番丁小学校	一番町 2-1-4	222-6279	1,500	707
47	広陵中学校	熊ヶ根字石積 1-2	393-3553	4,300	805
48	愛子小学校	上愛子字新宮前 1	391-8940	2,700	1,349
49	錦ヶ丘小学校	錦ヶ丘 7-28-1	395-5582	4,100	1,552

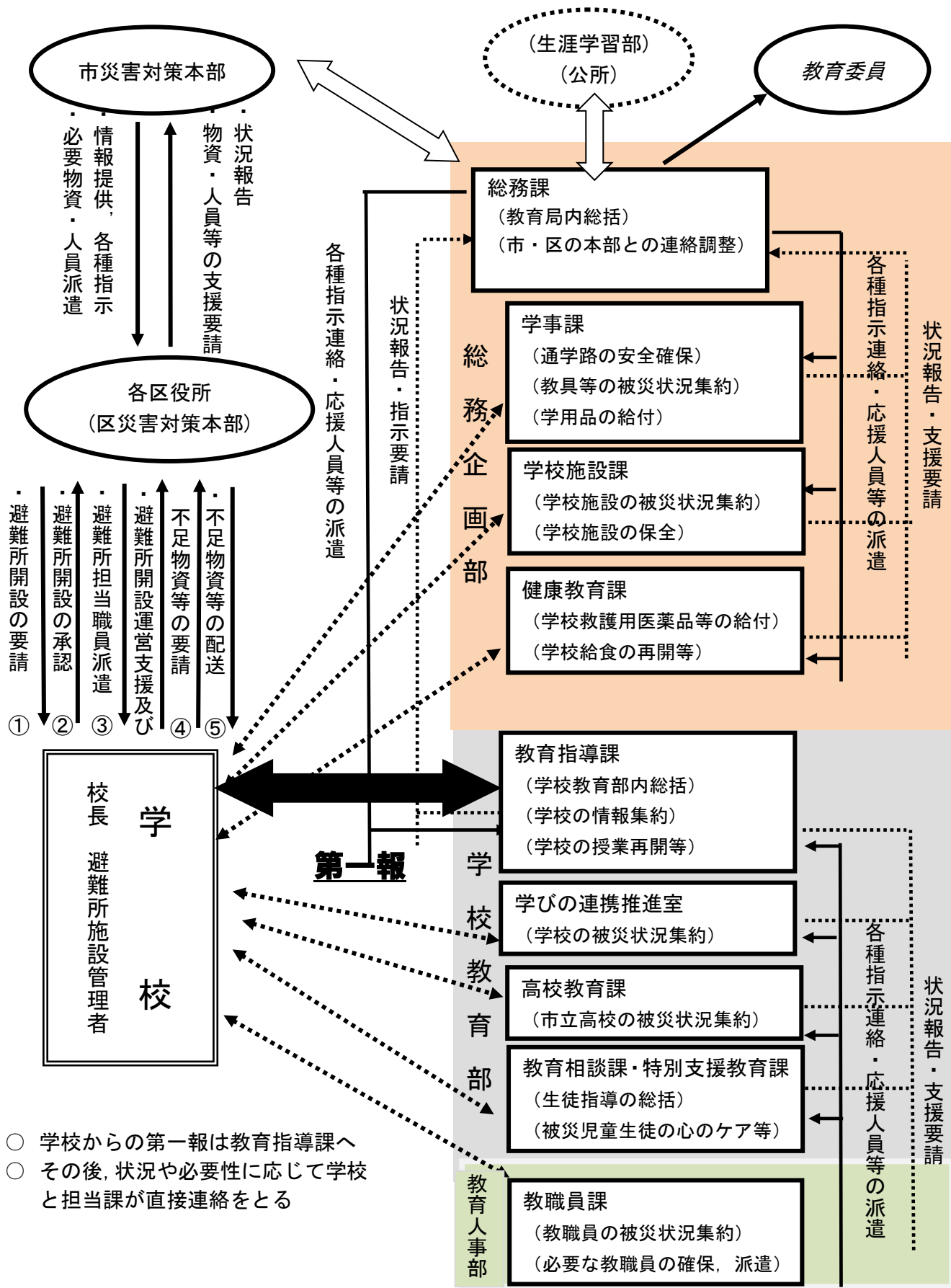
○市民センターやコミュニティセンター等の施設

青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町 2 丁目 1 番 4 号	TEL: 022-223-2516
柏木市民センター	仙台市青葉区柏木 3 丁目 3 番 1 号	TEL: 022-233-8066
北山市民センター	仙台市青葉区新坂町 8 番 4 号	TEL: 022-272-1020
福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町 9 番 9 号	TEL: 022-223-9095
旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘 3 丁目 25 番 15 号	TEL: 022-271-4729
三本松市民センター	青葉区堤町 3 丁目 23 番 1 号	TEL: 022-274-3955
片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋 1 丁目 1 番 35 号	TEL: 022-227-5333
水の森市民センター	仙台市青葉区水の森 4 丁目 1 番 1 号	TEL: 022-277-2711
貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森 1 丁目 4 番 6 号	TEL: 022-279-6320
中山市民センター	仙台市青葉区中山 3 丁目 13 番 1 号	TEL: 022-279-9216
広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂 5 番地	TEL: 022-392-8405
木町通市民センター	仙台市青葉区木町通 1 丁目 7 番 36 号	TEL: 022-711-2561
折立市民センター	仙台市青葉区折立 3 丁目 20 番 1 号	TEL: 022-226-1226
宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積 47 番地	TEL: 022-393-2829
大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害 65 番地	TEL: 022-394-6891
落合市民センター	仙台市青葉区落合 2 丁目 15 番 15 号	TEL: 022-392-7301
吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘 2 丁目 2 番地の 1	TEL: 022-279-2033

国見コミュニティ・センター	仙台市青葉区国見四丁目 4 番 4 号	TEL (022) 274-6182
八幡コミュニティ・センター	仙台市青葉区柏木二丁目 3 番 50 号	TEL (022) 274-5104
南吉成コミュニティ・センター	仙台市青葉区中山台一丁目 10 番地の 5	TEL (022) 277-8860

2018 年 3 月末現在

(7) 教育委員会（学校・事務局）防災対応フロー



- 学校からの第一報は教育指導課へ
- その後、状況や必要性に応じて学校と担当課が直接連絡をとる

(8) 非常配備時の学校被害状況報告 FAX 送信票 様式

FAX送信票

FAX 番号

被害状況報告

受信者	仙台市教育局 教育指導課長 宛
送信日時	月 日 時 分
送信者	学校番号 (3 0 1) 学校名 (仙台高等学校) 職名 () 氏名 ()
被害報告	被害状況(どちらかに☑) <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり ※ 異常ありの場合は、確認できる範囲内で簡潔に記入願います。 (例) 窓ガラス破損 3枚 その他

(9) 防災行政用無線から教育指導課への連絡方法

各学校に配置されている防災行政用無線による教育委員会との連絡について、無線から無線へかける方法と無線から内線電話へかける方法があります。

① 無線から無線へのかけ方

(ア) 呼出番号入力

～、を押して、相手局の呼出番号（3桁又は5桁）を入力する。

※呼出し番号：教育指導課1 , 教育指導課2 , 教育指導課3 ,
教職員課 , 学校施設課 , 教育指導課携帯機

(イ) 発信

を押して、相手局を呼び出す。

(ウ) 画面に **通話中** と表示されたら通話ができる。通話が終わったら を押す。

② 無線から教育委員会の内線電話へのかけ方

(ア) 呼出番号入力

を押す。次に教育局の庁舎番号「720」を入力する。続けて内線番号（4桁）を入力する。

【例】無線から教育指導課教育課程係の内線電話（）にかける場合

(イ) 発信・通話

を押して、内線電話を呼び出す。相手が応答すると通話ができる。通話が終わったら

を押す。

※ 上でお示しした通話方法は、危機管理室より配布されている「防災行政用無線 無線装置操作ガイド」にも記載されている。

③ 教育委員会の緊急連絡先の内線番号（抜粋）と報告内容

災害発生時の被害状況等は教育指導課に所定のFAX送信票(P. 31参照)で報告することとしているが、停電等でFAX送信ができない場合は防災行政用無線から教育指導課の内線電話を利用して報告する。連絡の混雑緩和のため、下記の該当の内線番号に報告する。

(ア) 幼稚園, 小学校 (学校番号1～63)
(イ) 小学校 (学校番号64～127)
(ウ) 中学校, 高校, 特別支援学校, 中等教育学校

報告内容

学校番号 学校名 報告者職・氏名

被害状況《なし・あり（）》

※ 被害ありの場合は、生徒・教職員、施設設備等の簡潔に報告する。

(参考)

学校施設課
教職員課

7 避難所開設・運営の支援マニュアル

(1) 目的

「仙台市避難所運営マニュアル」を基本として、各地域・学校では、地域・行政・学校の三者の事前協議により「地域版避難所運営マニュアル（地震編及び大雨編）」を作成することとされている。

本マニュアルは、避難所開設初期対応並びに運営支援における学校としての体制を予め定めるものである。

(2) 日常における指定避難所に必要な事項の確認

① 指定避難所の開設種別等

指定避難所は、切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設。仙台市では市立小中高等学校等が指定されている。

主な災害種別の指定避難所開設・非常配備

		地震	津波	大雨(洪水・土砂災害)
学区内における災害のおそれ		(本マニュアルに準ずる)		
指定避難所の開設		開設する		開設する
非常配備	警戒配備			仙台市東部に土砂災害警戒情報が発表されたとき、学校に参集
	非常1号配備	市内で震度5弱の地震が発生したとき、学校に参集		市内に大雨特別警報が発表されたとき、学校に参集
	非常2号配備	市内で震度5強の地震が発生したとき、学校に参集		
	非常3号配備	市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、学校に参集		

非常配備の詳細は教職員非常配備計画を参照 (P19)

② 指定避難所としての開放区域(校舎・校庭等)の利用計画

指定避難所として開放することを要請された場合に備え、あらかじめ校舎等の開放区域を次のとおり定める。

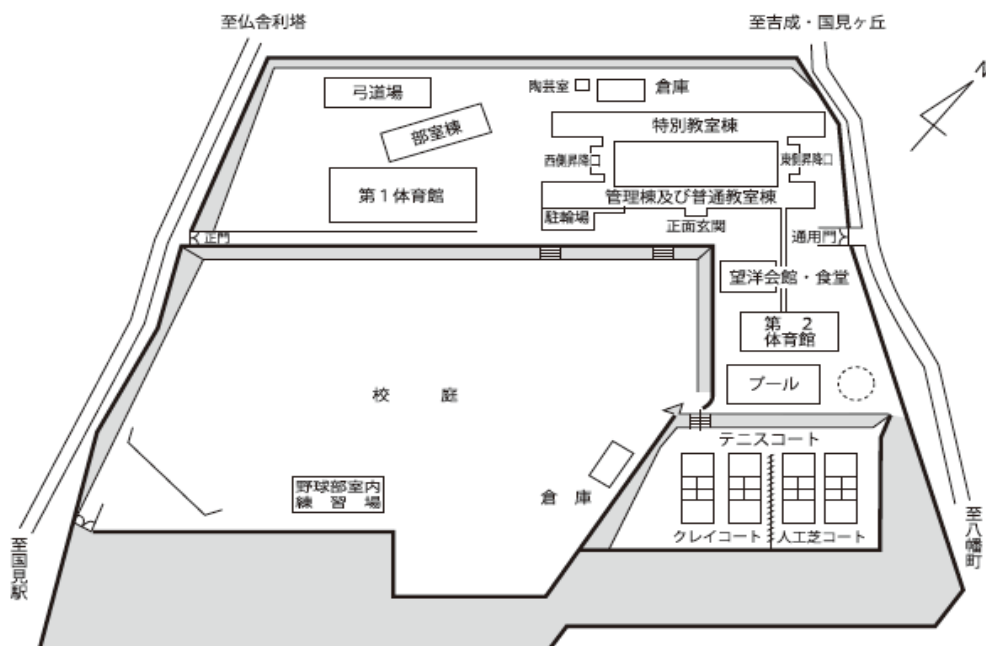
No.	利用目的	利用予定場所
1	避難場所	第1体育館
2	障害者等避難場所	会議室
3	妊婦・乳幼児の避難場所(授乳室設置が望ましい)	望洋会館2F和室

4	管理運営所（連絡所）	望洋会館
5	応急救護所	保健室
6	インフルエンザ・ノロウイルス等感染者避難所	相談室
7	情報機器（TV等）設置場所	望洋会館，職員室（一部）
8	情報掲示場所	玄関，体育館入口
9	ゴミ集積場所	西昇降口前
10	仮設トイレ設置場所	第1体育館北側部室前
11	障がい者・介護者用トイレ	第1体育館北側部室前
12	救援物資集積場所	第2体育館1階
13	救援物資配布場所	第2体育館1階
14	臨時遺体安置所	和室
15	仮設電話設置場所	多目的会議室
16	風呂	望洋会館2階
17	更衣室	（男）第2体育館2階（女）望洋会館2階研修室
18	洗濯場	望洋会館2階選択場，プールサイド
19	物干し場（男女別が望ましい）	プールサイド（男），望洋会館2階研修室（女）
20	ペット置き場	校庭南側
21	介護室	普通教室2階（3年3・4組）
22	喫煙場所	校庭東側
23	相談室	普通教室2階（3年7・8組）
24	調理室	調理室，望洋会館1階厨房
25	給水場	望洋会館西側通路
26	緊急車両用駐車場	玄関駐車場スペース

※注 体育館内の空間配置については、あらかじめ地域団体等と決めておくこと。

※ 妊婦・乳幼児の避難場所と感染者避難場所を離すなどの配慮をしておくこと。

② 利用配置図



④ 校門・体育館・校舎等の鍵の保管

夜間や休日の発災において、緊急に体育館を開放する必要がある場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

No.	保管者	住所・電話番号	鍵の種類
1	校長		普通棟
2	教頭		校門（西門） 第1体育館 第2体育館
3	事務室長		校門（西門） 第1体育館 第2体育館

地域住民代表（仙台高校指定避難所運営委員会） 連絡先

委員長 貝ヶ森連合町内会長
副委員長 仙台高校部会副部長
副委員長 中町内会自主防災隊副本部長
副委員長 貝ヶ森市民センター一部会副部長

通常校門は施錠されていない。校舎の鍵については、地域等では保管せず、教職員で保管し、常にその管理状況について確認しておく。

⑤ 市役所・区役所指定動員の確認

夜間や休日などに、市内で震度6弱以上の地震が発生したとき又は土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難所開設の支援を行う目的で学校の近くに住む市役所・区役所の職員が動員される。

指定動員 氏名	連絡先

※平成30年8月～平成31年8月

※ 指定職員の委嘱は、毎年8月に行われる。平成31年度については、8月に危機管理室防災計画課長より通達される。3人目はマニュアル掲載不可のため職名のみ記載

⑥ 指定避難所担当課の確認

土砂災害警戒情報などが発表された場合又は市が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等を発令した場合などに、あらかじめ決められた指定避難所担当課職員が各学校に派遣される。

指定避難所管理運営 連絡先	青葉区役所防災対策本部 青葉区区民生活課 青葉区役所健康福祉班（保健健康センター）
------------------	---

平成29年度（8・8通知）減災推進課安全推進係

⑦ 指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認

仙台市地域防災計画により、学校に対し指定避難所としての開設要請を行い、また開設後の対応を行うのは青葉区役所災害対策本部となる。

また、実際の避難所管理運営業務を行うのは、区役所保健福祉センターとなる。

指定避難所管理運営連絡先	青葉区区役所保健福祉センター 管理課総務係
--------------	-----------------------

※「⑤市役所・区役所指定動員の確認」「⑥指定避難所担当課の確認」「⑦指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認」は、仙台市地域防災計画等の改訂に伴って変更される可能性がある。

⑧ 仙台市地域防災リーダー（SBL）

平成 31 年 2 月末 現在

--

危機管理室減災推進課

減災推進係

--

⑨ その他、指定避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握

学校における災害救援物資の備蓄状況及び近接するコミュニティ防災センターの防災資機材等の状況については、次のとおりである。

(ア) 学校の災害資機材一覧・・・保管場所「緊急物資倉庫」(校舎北側 NO.2 倉庫)

平成 31 年 3 月 31 日現在

No.	名 称		年度	数量	内容・規格	配備年月日
1	食糧	飲料水	H29	1380 本	(500ml×20 本) /80 箱	H30.1.25
			H28	20 本	(500ml×20 本) /1 箱 (10 箱) (H27.9.11 豪雨避難所開設 1 箱使用の補充)	H28.2.4
2	保 存 期 限 5 年	クラッカー	H28	210 食	(24 枚入 (88g) ×35 食×2 缶) /箱×3 箱	H29.1.20
3		調理不要米	H29	400 食	20 箱 (1 箱 20 食) 2 箱	H30.2.1
4		おかゆ	H29	100 食	50 袋×2 箱	H30.1.25
5		アレルゲンフ リー・カレーラ イス	H25	280 食	20 食×14 箱	H25.11.28
			H26	220 食	20 食×10 箱(H27.9.11 豪雨避難所開設 1 箱使用のため 残 10 箱)	H26.12.2
6			H27	220 食	20 食×12 箱(H27.9.11 豪雨避難所開設時使用 1 箱 H28.3.2 補充あり)	H27.11.11
			H28	240 食	20 食×12 箱	H29.3.7
		計	960 食			
8	毛布			110 枚	10 枚/箱×8 箱 (静岡市) +10 枚/箱×3 箱	
				14 枚	袋入り : 10 枚/袋×1 袋+4 枚/袋×1 袋	
				計 124 枚	1 袋 1 組 (掛・敷) 入り	
9	布団			19 袋	2 袋 (10 個入り+9 個入り) (内 2 組 : H27.9.11 豪雨 避難所開設時使用、望洋会館 2F 保管)	
10	枕			19 個	2 袋 (10 個入り+9 個入り)	
11	災害用組立トイレ※			5 基	※和式 2 基・洋式 2 基・身障者用 1 基	H24.11.8
12	災害用携帯型簡易トイレ			300 枚	100 枚/箱×3 箱	
13	指定避難所用救急医薬品セット			3 セット	※セット内容は「別紙」のとおり	H27.6.29
14	軍手			36 双		H28.1.19
15	使い捨てカイロ			600 個	興和「ホッカイロ貼らないタイプ」30 個×20 箱	
16	避難所運営セット ※			1 セット	・避難所開設、運営マニュアル : 1 冊	
					・腕章 : 40 枚 (本部用 5 + 他 35)	
					・避難者カード : 400 枚	
					・在宅被災者カード : 100 枚	
17	紙おむつ			5 箱	・子供用 (L サイズ) : 2 箱	
					・大人用 (M サイズ) : 1 箱	
					・大人用 (L サイズ) : 1 箱	
18	防災無線用仮設アンテナ			1 基		
19	災害用プライベートルーム			2 基	テント式	
20	発電機用カセットボンベ			93 本	(2 箱で) 3 本/組×31 組	
21	情報収集用テレビ※			1 台	(室内アンテナ, 電源コード 10m×4 本含む) ※職員休憩室で使用	H24.7.12
22	大型扇風機 ※			4 台	45cm 工業用扇風機・SPF-45-2P ※第二体育館 2F : 2 台	H24.7.12

			食堂 : 2台 で使用	
23	災害用 LPG インバータ発電機 ※	3基 1基	ホンダ製 ホンダ製(学校用)	H24.10.15 H24.11.1
24	LED投光器※	5セット	内容: 投光器、コードリール	H24.12.21
25	ホワイトボード※	1台	LION 正面玄関	H26.6.25
26	災害時用公衆電話	2台	パイオニア TF-12	H27.3.9
27	ハンズフリーメガホン※	2台	備蓄用付属電池 12本 教頭席に	H28.8.8
28	避難所運営要員用ベスト※	10枚	1セット(10枚)	H28.8.8
29	ネックレス型LEDライト	5コ	避難所運営用物品ケース内に	H28.8.8

※の物資については、通常の学校活動や防災訓練などで使用することができるが、ガスボンベ・電池等は各学校で準備すること。

(イ) 国見コミュニティ防災センターの災害資機材一覧

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	消火器	10本	17	つるはし	5丁
2	消火用バケツ	20個	18	ビニル紐	5個
3	給水用ポリタンク(20ℓ)	5個	19	金てこ	3本
4	給水用タンク(10ℓ)	40個	20	防水シート	100枚
5	ラジオ付ライト(懐中電灯)	5個	21	土のう袋	200枚
6	カラーコーン	10個	22	なた	5丁
7	コーンバー	5個	23	サイレン付メガホン	3丁
8	トラロープ	5個	24	担架	3式
9	救急医療セット	3式	25	組立水槽(1立方メートル)	2式
10	毛布	200枚	26	炊飯装置	2式
11	保安帽	50個	27	オイルパン	2個
12	鉄杭(パイプ)	40本	28	投光機付発電機	3式
13	鉄杭(丸棒)	40本	29	発電機用オイル(4ℓ缶)	2缶
14	ヘッドキャップ	5個	30	テント	2式
15	10ポンドハンマー	5丁	31	金属はしご	2個
16	スコップ	10丁	32	リヤカー	1式

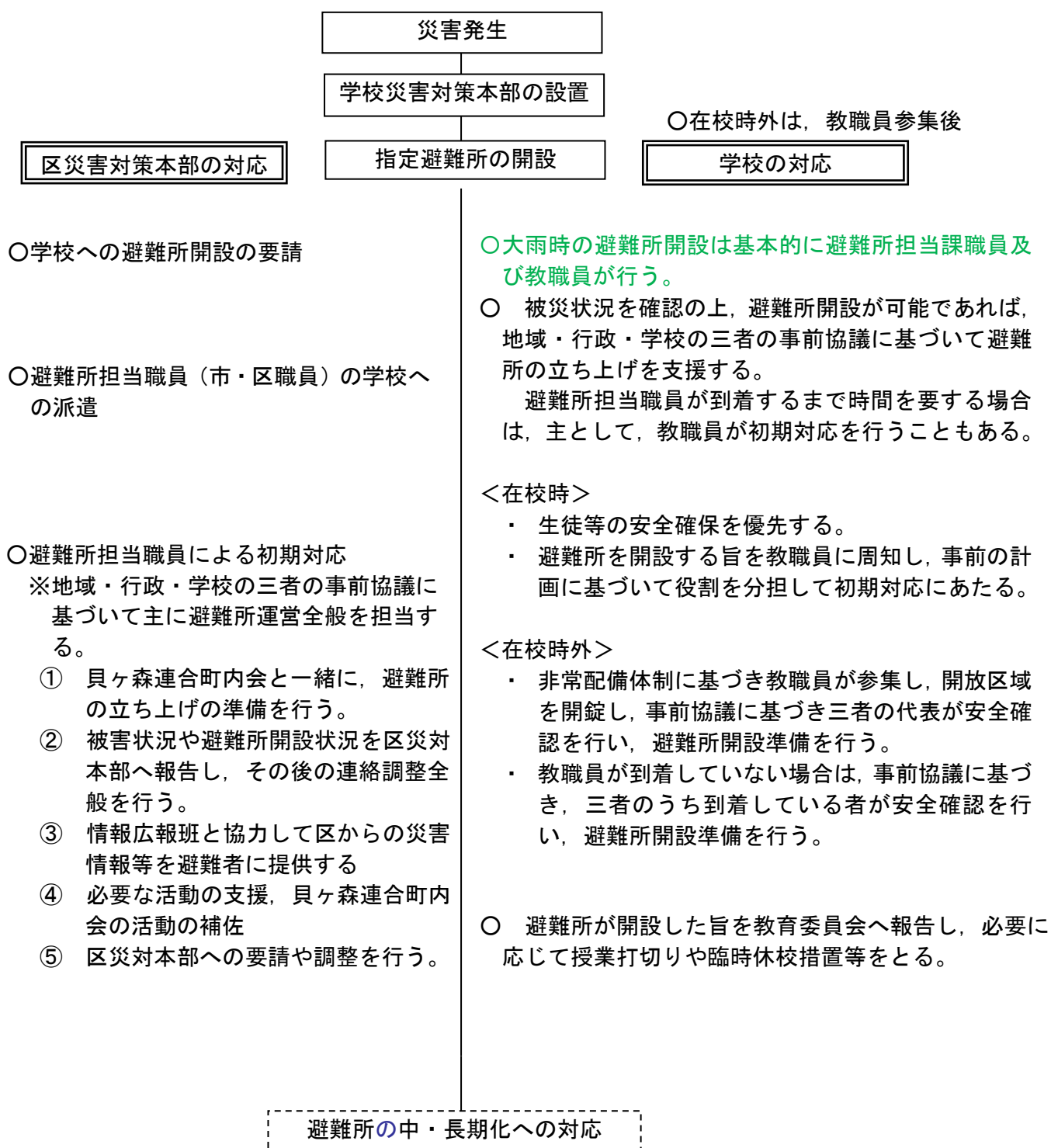
H28年度3月現在

(3) 指定避難所開設・運営の協力・支援

校長は、青葉区災害対策本部より指定避難所開設を要請された場合に備え、「避難所安全確認チェックシート」に基づき、避難所として使用される施設の安全確認を行い、避難所の開設体制を整える。避難者が既に集合している状態で、区災害対策本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な受け入れ措置を行うとともに、避難状況等について区災害対策本部に連絡する。

校長は、指定避難所として開放した場合には、速やかに仙台市教育委員会に報告のうえ、学校の臨時休校等についても報告・協議する。

① 学校災害対策本部における支援マニュアル



避難所担当職員の役割

貝ヶ森連合町内会や避難者、学校と連携しながら避難所運営の全般に携わる。

特に、区災対本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行う。

○教職員も役割を分担し、可能な範囲内において避難所運営を支援する。

役割	担当者名
総務班	
名簿班	
食料物資班	
衛生班	
情報広報班	
救護班	

○区災害対策本部から避難所閉鎖の要請
 ※区災害対策本部から連絡を受けて閉鎖となります。

- 避難所を支援するための生徒等によるボランティア活動の組織・運営を行う
- 避難所としての学校施設使用状況に関して教育委員会へ適時報告を行う。
- 臨時休校、学校教育再開に関して教育委員会と連絡及び協議を行う。
- 学校教育活動の再開の決定

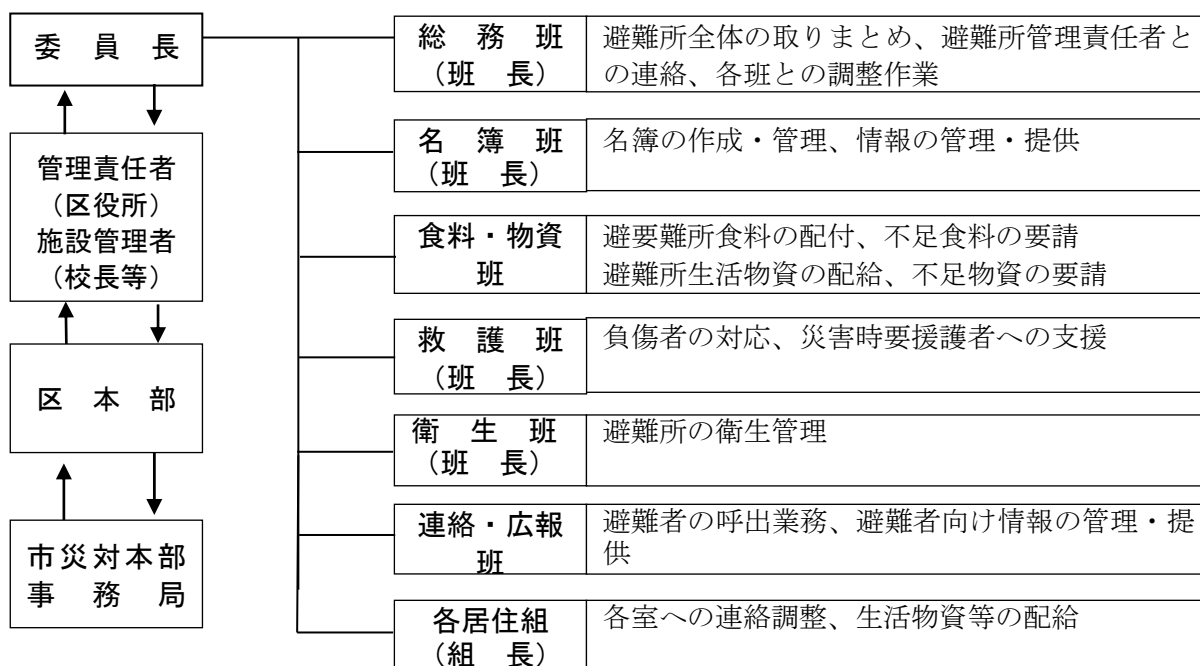
指定避難所の閉鎖

○避難者の居住先の確保

- 指定避難所閉鎖による校内施設等の通常状態への回復
- 教育委員会への避難所閉鎖の連絡

『仙台市地域防災計画』

主な業務



② 避難所開設・閉鎖に係る情報伝達の流れ

1. 避難所開設

(1) 風水害の場合

土砂災害警戒情報や洪水の危険性が高まった際に、学校長の携帯メールなどに区災害対策本部から避難所開設準備に係る連絡が届く。

(2) 津波注意報・津波警報・大津波警報発表時の場合

津波注意報等発表時は、次の学校の教職員は配備計画に従って、避難所開設準備を行う。

参考資料

①津波注意報発表時

- ・宮城野区：岡田小，高砂中
- ・若林区：六郷中，七郷中

②津波警報発表時

- ・宮城野区：岡田小，福室小，中野栄小，鶴巻小，高砂中，中野中
- ・若林区：六郷小，七郷小，沖野小，蒲町小，沖野東小，六郷中，七郷中，蒲町中，沖野中
- ・太白区：四郎丸小，袋原小，東四郎丸小，郡山小，袋原中

③大津波警報発表時

- ・宮城野区：福室小，中野栄小，鶴巻小，中野中
 - ・若林区：六郷小，七郷小，沖野小，蒲町小，沖野東小，六郷中，七郷中，蒲町中，沖野中
 - ・太白区：四郎丸小，袋原小，東四郎丸小，郡山小，袋原中
- ※ 岡田小，高砂中は参集しない。

(3) 地震発生の場合

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、市内の指定避難所になっている全学校は、施設管理者が施設の安全を確認した後、異常がなければ避難所開設を行う。

避難所開設後、建築専門家が安全確認の支援を行うため、避難所施設の点検に伺う。

(4) その他

上記(1)～(3)以外にも、災害により避難者が発生した場合等には、区本部の判断により避難所開設を行う場合があります。

2. 避難所の縮小・閉鎖

避難所の縮小・閉鎖は、気象警報の解除、地域の安全の確保などを総合的に検討した上で、区災害対策本部から各学校へ連絡が届く。

避難者が全員帰宅した後も、区災害対策本部から連絡があるまでは、避難所を閉鎖しない。

3. 仙台市医師会 避難所状況調査報告書

仙台市医師会宛に FAX してください

仙台市医師会 避難所状況調査報告書

大規模災害発生時、避難所として運営される場合に、仙台市医師会あて下記情報等を提供下さい。
FAX が使用できない場合は、仙台市の職員が連絡員として避難所を巡回していますので、その方へこの報告書をお渡しください。

調査日：平成 年 月 日


避難所名： 仙台市立仙台高等学校 避難所代表者名 _____
(学校名等を記入してください)

回答者名： _____ 管理校医・その他
(該当する方に○を記入してください)


仙台市医師会から先生へ連絡する場合の、現在の連絡先・方法：

『項目に合わせて記入やチェックをお願いします』

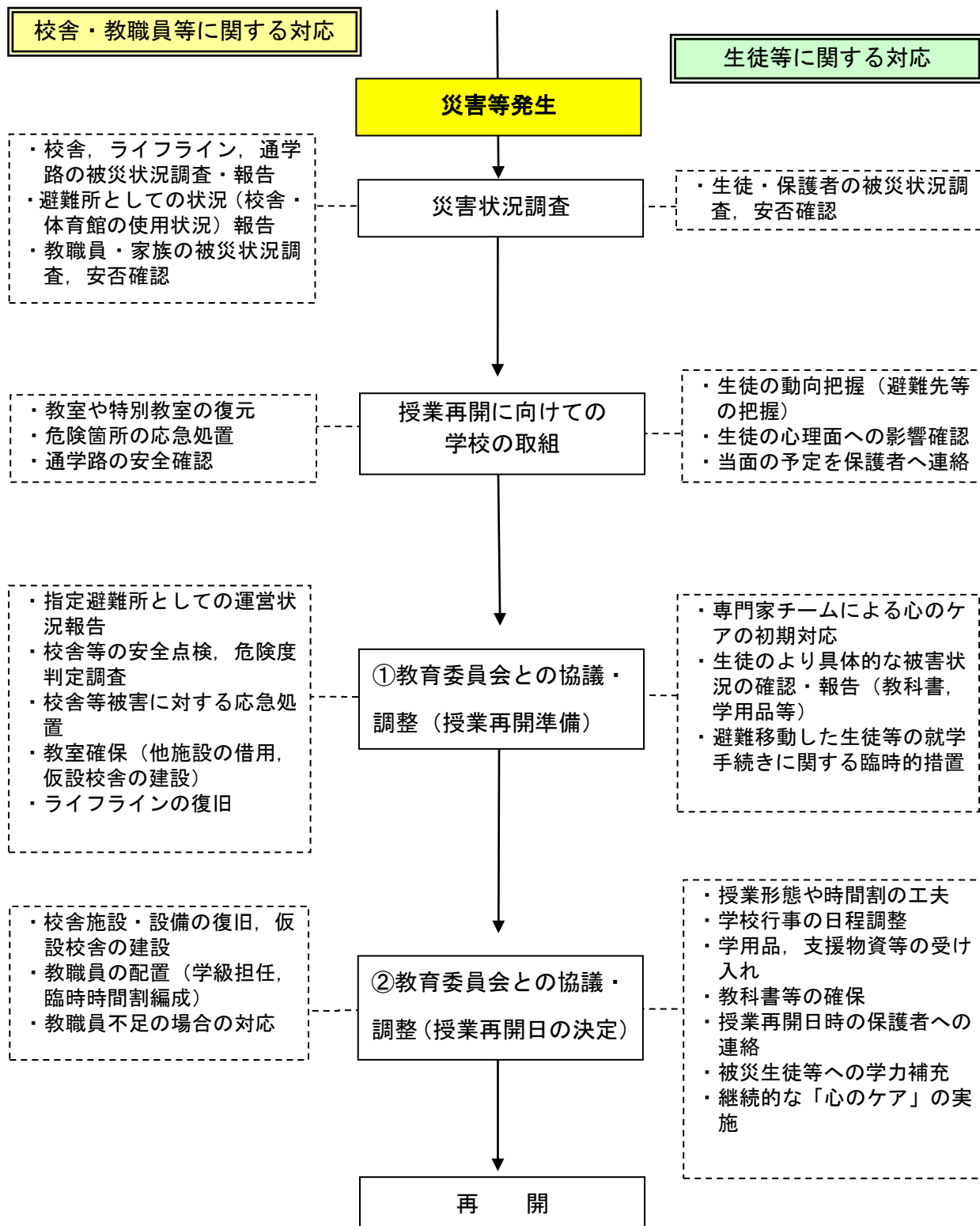
- (1) 避難者数 _____人程度 (大まかな人数を記入してください)
- (2) 電気
- (3) 上下水道
- (4) トイレ
- (5) 食料
 - 使用可 使用可 使用可 有
 - 使用不能 使用不能 使用不能 無

- (6) 負傷者 (7) 感染症発生状況 *具体的な疾患を記入してください
 - 有 有 
 - 無 無

- (8) 感染者個室管理の可否 (9) 医療ニーズ *希望する医療支援は
 - 可 有  常駐
 - 不可 無 巡回

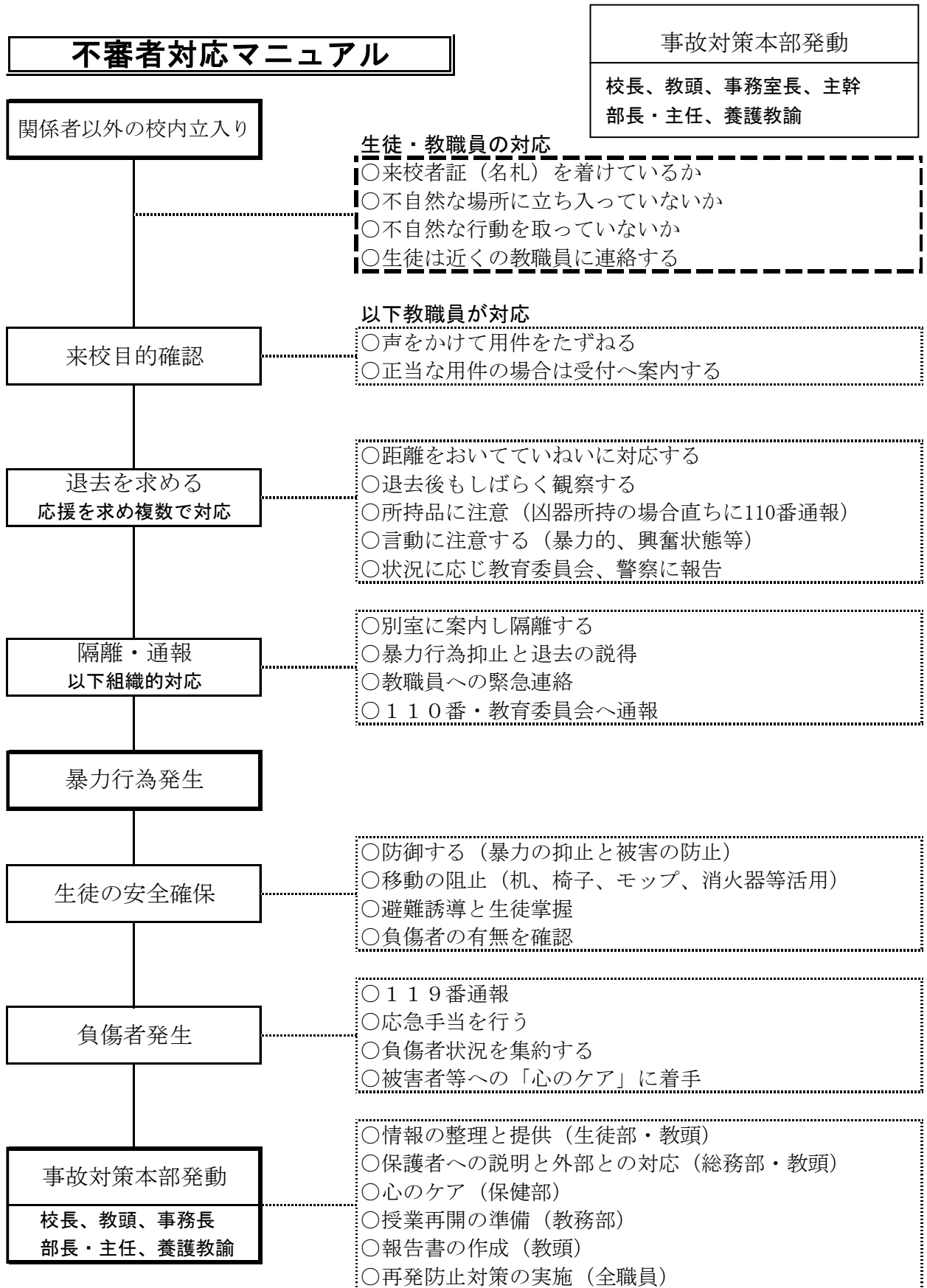
- (10) 避難所の問題点 *具体的な内容を記入してください
 - 有 
 - 無
- (11) その他連絡事項

(4) 授業再開に向けた対応マニュアル



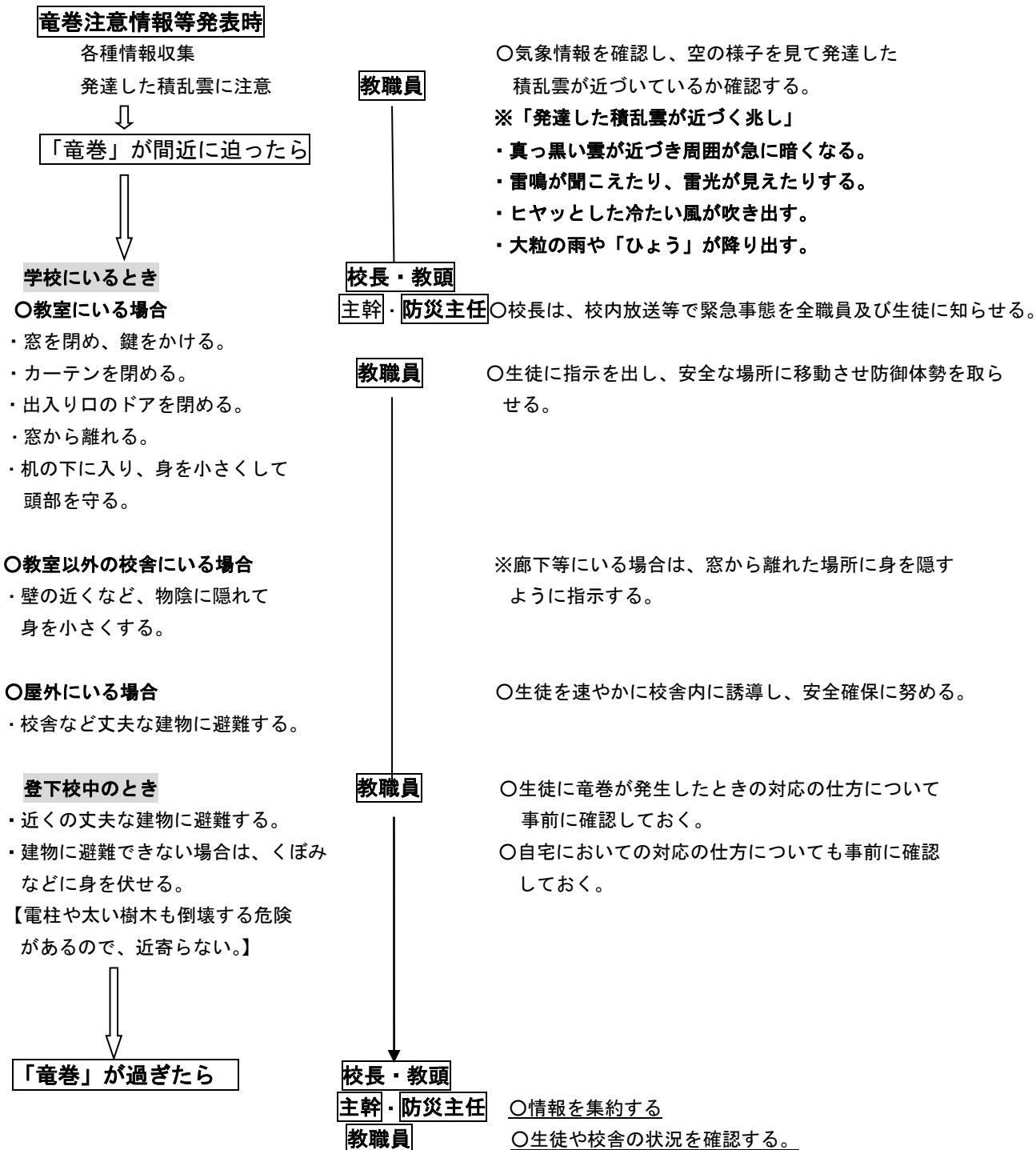
8 その他

(1) 不審者対応マニュアル



(2) 突風・竜巻が想定される場合の対応

竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応（災害発生前～発生時～発生後）



(3) 大地震への対応と生徒の安否確認について

◎在校時

- 通学路に危険箇所がない場合は、原則として自力で帰宅します。ただし、途中で帰宅が困難になった場合は、最寄りの**※指定避難所**へ避難します。(あらかじめ通学路にある指定避難所を確認しておいて下さい。)
- 下校が困難な状況の場合は、①学校に保護者が迎えに来るか、②学校に宿泊待機するか、いずれかの方法を選択してもらいます。1学年の場合は、すでに実態調査表により、その方法を選択記入してもらっています。

※指定避難所:避難のための広場と建物を備えた施設で、市立の小学校、中学校、高等学校が指定されています。

◎登下校時

- 徒歩・自転車通学生徒は、すみやかに身の安全を確保し、最寄りの**※指定避難所**へ避難します。
- 公共交通機関利用の生徒は、車内放送をよく聞いて、乗務員の指示に従って落ち着いて行動し、最寄りの**指定避難所**に避難します。

◎在宅時

- すみやかに身の安全を確保し、地域の一時避難場所へ待避します。必要がある場合は、地域の指定避難場所へ避難します。
- 万が一、本人や家族等に異常があった場合には、学校に電話をします。

◎学校からの安否確認

- ①担任または学年の先生が自宅に電話します。
- ②担任または学年の先生が保護者・本人(知っていれば)の携帯に電話します。
- ③担任または学年の先生が緊急連絡先に電話します。
- ④最寄りの避難所に連絡、または出向いて確認します。
- ⑤自宅電話番号を暗証番号とした**災害用伝言ダイヤル**で確認します。(下記参照)

伝言ダイヤルによる安否・被害状況についての学校への連絡方法

「171」→「1」→自宅の電話番号[(*)*(*)*(*)-(*)*(*)*(*)]→「録音」(注意:携帯電話の番号は利用できません)

*例1「1年1組仙台太郎本人です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在三条中学校に避難しています。」

*例2「1年1組仙台花子の母親です。本人は、腕を骨折し、仙台市立病院に運ばれましたが、命に別状はありません。父親は勤務先の工場が倒壊し、怪我をしましたが私と一緒に自宅にいます。自宅の被害は軽く、現在自宅にいます。」

学校から、自宅への電話を担当等が行うことで、安否の確認が出来ます。

また、「171」→「1」→「022-271-4471」学校へ電話→「録音」

例「1年1組仙台花子の母親です。本人は、腕を骨折し、仙台市立病院に運ばれましたが、命に別状はありません。父親は勤務先の工場が倒壊し、怪我をしましたが私と一緒に自宅にいます。自宅の被害は軽く、現在自宅にいます。」

でも、連絡が可能です。

(4) 本校生徒用災害対策用物資

保管場所「緊急物資倉庫」(校舎北側 NO, 3 倉庫)

2019. 3 月末現在

本校生徒用災害対策用物資・・・保管場所「緊急物資倉庫」(校舎北側NO, 3倉庫)				
No.	物資	内訳	購入年度	賞味期限
2	保存水	500ml×480本	H25	2018年5月
3	ヘルメット	10個	H25	
4	懐中電灯	5個	H25	
5	軍手	100双	H25	
6	災害用LPG発電機	1基	H25	
7	アルファ米(アレルギー対応)白飯/わかめ ご飯/えびピラフ	100/50/50食(アレルギー対 応)	H26.8.27	2019年8月/8 月/10月
8	缶詰 牛肉/鶏そぼろ/ツナサラダ	48/48/48缶	H26.8.27	
10	割り箸	100本	H26.8.27	
11	難燃毛布(130×200cm)	50枚	H26.10.	
12	アルミブランケット	50枚	H26.11.	
13	非常用クラッカー(リッツ)5年保存	25枚×5本×6缶×1箱+3 缶	H27.10.8	2020年9月
14	非常用保存水(5年保存)	480ml×24本×20箱	H27.10.8	2020年9月
15	トランシーバー(KENWOOD UBZ-LP20)	5台	H28.2.5	
16	乾電池 単3	10本×3(トランシーバー用)	H28.2.5	
17	石油ストーブ トヨクニ RS-G30F	2台	H28.2.5	
18	ブルボン災害備蓄用クラッカー	35本(1本90g)×2缶×5	H28.10.26	2021年10月
19	ブルボン災害備蓄用クラッカー	35本(1本90g)×2缶×4	H29.3.7	2022年2月
20	アメリカンタイプヘルメット	10ヶ	H29.3.7	
21	LED21 ヘッドライト	10ヶ	H29.3.7	
22	リバーシブルアルミブランケット	20ヶ	H29.3.7	
23	ハンディメガホン	5ヶ	H29.3.21	
24	単Ⅱ電池	20ヶ(メガホンに装着)	H29.3.21	
25	ブルボン災害備蓄用クラッカー	35本(1本90g)×2缶×6	H30.2.5	2023年3月
25	ブルボン災害備蓄用クラッカー	35本(1本90g)×2缶×6	H30.10.1	2023年10月

災害用 LPG 発電機



アメリカンタイプヘルメット
LED 2 1 ヘッドライト



リバーシブルアルミブランケット

石油ストーブ トヨクニ RS-G30F

平成 24 年	4 月 1 日	初版
平成 25 年	4 月 1 日	改訂
平成 26 年	4 月 1 日	改訂
平成 27 年	4 月 1 日	改訂
平成 28 年	4 月 1 日	改訂
平成 29 年	4 月 1 日	改訂
平成 30 年	4 月 1 日	改訂
平成 31 年	4 月 1 日	改訂

マニュアル使用にあたって

- (1) 全職員 1 部必携とし、早い段階に研修会等で読みあわせを行う。
 - (2) 風水害等の災害については、このマニュアルに準じて対応する。
 - (3) 火災については別途作成する消防計画に拠る。
 - (4) マニュアルの内容については保護者や地域と情報を共有する。
 - (5) 関係者（町内会長，PTA 会長，SBL 等）にも配付する。
 - (6) 本マニュアルを学校ホームページに掲載し広く周知する。
- ※ただし、個人情報に関わる部分は除く（例：P29 等）